
平成22年 第11回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成22年12月14日（火曜日）

議事日程（第3号）

平成22年12月14日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

出席議員（13名）

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	5番 景 山 浩君
6番 杉 谷 早 苗君	7番 赤 井 廣 昇君
8番 青 砥 日出夫君	9番 細 田 元 教君
10番 石 上 良 夫君	11番 井 田 章 雄君
12番 秦 伊知郎君	13番 亀 尾 共 三君
14番 足 立 喜 義君	

欠席議員（１名）

4 番 植 田 均君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	谷 口 秀 人君	書記	伊 藤 真君
		書記	本 田 秀 和君
		書記	加 藤 潤君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	藤 友 裕 美君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	田 中 耕 司君
総務課長	森 岡 重 信君	財政室長	唯 清 視君
企画政策課長	長 尾 健 治君	地域振興統括専門員	仲 田 憲 史君
税務課長	分 倉 善 文君	町民生活課長	加 藤 晃君
病院事務部長	陶 山 清 孝君	健康福祉課長	前 田 和 子君
保健対策専門員	櫃 田 明 美君	建設課長	三 鴨 義 文君
上下水道課長	頼 田 泰 史君	産業課長	景 山 毅君
教育総務専門員	中 前 三紀夫君	監査委員	須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） おはようございます。

ただ今の出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

6 番、杉谷早苗君、7 番、赤井廣昇君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（足立 喜義君） 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、2番、仲田司朗君の質問を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） おはようございます。2番、仲田司朗でございます。

それでは、足立議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきますと思います。

まず、最初の質問は、西伯病院の院内保育所の設置についてであります。医療従事者の職員募集、特に看護師さんでございますけれども、毎年されてはいますが、募集定員にならなかつたり、あるいは年度途中で出産や育児による医療関係者の離職が多くなっている現状であります。そのため、出産や育児による医療関係者の離職を防止し復職を促すため、院内保育所の整備など女性の働きやすい環境整備を図るため、院内保育所が必要であると私は思っております。そして、今12月議会にて、この院内保育所の設置に向けた予算が上程されておりますので、そこで質問をいたします。

院内保育所を開設される予定ですが、どのように開設されるのかお伺いいたします。2番目、院内保育所の開設時期はいつでしょうか。3番目、保育所の開設時期はどのようになっているのでしょうか。4番目、保育所の運営及び運営体制はどのようになっているのでしょうか。5番目、入所予定者の見込みについてお伺いいたします。また、定員割れした場合に、西伯病院職員以外にも門戸を開かれる予定でありますでしょうか。以上、6点についてお伺いいたします。

続きまして、2番目の質問でございますが、砂防指定河川寺内川の境内内の河床整備についてでございます。御存じのとおり、砂防指定河川は鳥取県が指定し管理しているものでございますが、寺内川の流末が法勝寺川に合流しておりますが、流末近くが河川がくの字のように曲がっておりまして、いつも土砂が堆積している現状でございます。40センチから60センチも土砂が堆積しているところもございます。兩岸の堤防周辺は、一昨年から鳥取県の河川ボランティア事

業で住民の有志による河川清掃作業を行っているところでございます。以前は河床整備を行っていただいたことがございますが、それから河床に土砂が堆積している状況であり、土砂撤去をお願いしたいということで、お願いをしているものでございます。

1つ、毎年行政に対する要望事項についてお願いをしておりますが、どのような状況でしょうか。民家に隣接してないため、緊急度が低いということかもしれませんが、既に左岸側の堤防が10メートルほど崩落している状況が何年も続いておりますが、その後どのような状況になっているのでしょうか。河床が上がり、水量がふえればさらに崩落する危険性があるのではないのでしょうか。

2番目、県の砂防指定河川であるため、県内には砂防指定河川が多くあり年間計画で予算の枠の中で事業実施されているため、なかなか予算がつかないということは承知しておりますが、ぜひ寺内川の土砂撤去をお願いをして要望していただければということでお願いをしているところでございます。

以上、2点につきまして質問をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 仲田議員の御質問にお答えをしております。

最初に、病院の院内保育の設置については、これは病院事業管理者の方から答弁いたしますのでよろしく申し上げます。

私の方からは、砂防指定河川寺内川の河床整備についてでございます。

まず、行政に対する要望事項にいつもお願いをしているが、どのようになっているのかという御質問でございますが、町は皆さんから要望があった県の事業につきましては、すべて現地確認をして県に事業要望をいたしております。ことしも平成23年度の要望ヒアリングが9月末にありまして、河川関係では寺内川を含めた砂防指定河川の伐開と、河床掘削を15カ所、延長にしますと5,160メートルの維持管理事業を要望しております。

また、砂防指定河川以外の一級河川、法勝寺川や朝鍋川などでは、河川の伐開と河床掘削を7カ所、延長は4,200メートルを要望しており、両方加えた南部町全体の河川維持要望は20河川で22カ所、総延長が9,360メートルの事業要望をしているところでございます。

県は、こうした各市町村からの要望をまとめ、現地確認をして、人家が近く危険度や緊急度の高いものを優先して順次実施されていくわけですが、西部管内でも大変な数の要望ですので、財源的にもすべてに着手することはとても困難でありまして、要望はしても着手されず次年度に継続要望という河川もありますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、寺内川の境地内につきましては、土砂撤去を平成20年度にさせていただいておまして、今年度は土砂の撤去はされませんでした。10月に河川内の草や木の伐開をさせていただいております。

また、昨年度は、法勝寺川の大袋橋から境地区の間を日野川河川事務所直轄で土砂撤去2万3,700立米もの実施していただきましたので、御紹介しておきます。

こうした状況の中、南部町の平成22年度の実績は、砂防指定河川では17カ所を要望して、そのうちミトロキ川の伐開、新宮谷川の伐開、小松谷川の掘削、奥高姫川の伐開、寺内川の伐開の5カ所に着手していただいております。県では11月定例県議会で国の経済対策に対応した補正予算を提案され、単県公共事業に19億円の予算確保がされましたので、今後も要望のあった事業を前倒しで着手されるものと期待をしております。

議員の御質問にも寺内川の土砂撤去を強く要望するようにとの御意見がございましたが、町としましても寺内川も含め、引き続き県に対して要望してまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。仲田議員から西伯病院の院内保育施設に関する御質問をいただきましたので、お答えしてまいります。

院内保育園は、医師、看護師など、医療従事者の子育て環境支援によって、看護師を初めとする不足する人材の安定確保を目的に検討してまいりました。近隣の例では、博愛病院、鳥取大学附属病院、米子医療センター、安来市立病院、済生会境港総合病院、県内の公立病院では県立中央病院、厚生病院、智頭病院、鳥取市立病院等、院内保育園を運営しており、医療従事者の確保に成果を上げているところでございます。

このような実態の中で、本年度から鳥取県地域医療再生基金のメニューに病院内保育施設建設にも補助金が出るようになったこと、さらに本年度、救急医療支援のための寄附金を全国共済農業協同組合連合会からちょうだいしたこともございまして、建設に踏み切ったものでございます。

それでは、具体の御質問にお答えしてまいります。まず、院内保育園施設の開設の時期でございますけれども、平成23年4月1日を予定しております。

次に、保育施設の開所時間でございますが、看護部を中心に、具体的な内容は今、検討していただいておりますが、現時点で平日の11時間保育と週に1日夜間保育、24時間保育でございますが、これを組み合わせる形態でスタートする方向で検討が進んでおります。

運営体制につきましては、中国地方で院内保育園の運営実績のある企業によるプロポーザル選

考を準備中でございます。

入所予定者ですが、業者決定後、関係者への説明を行うこととなりますが、乳幼児2名程度の数からスタートすることになるというふうに考えております。園児数は順次ふえていくことになるとは思っておりますが、最大10名程度を定員だというふうに思っております。

最後に、定員割れをしたときに西伯病院職員以外にも門戸を開くのかという御質問でございますが、この保育施設でございますが、これはもちろん無認可保育園でございますが、子育てのいわゆる医療従事職員に子育て環境を提供するというのが大前提でございますが、将来的にはわかりませんが、現在のように年間を通じて職員を募集している環境でございますので、病院職員に限定せざるを得ないと、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

まず最初に、砂防指定河川の寺内川の河床整備についてでございますが、町長の方から今までの実績、そして、特に寺内川の境地内の河床整備について御尽力いただいたということでありまして、先ほども言いましたように、現在、左岸側の堤防のところは10メートルほど崩落している状態がございまして、住民の方からどうなってるかということをお願いするわけですが、先ほども言いましたように、民家に接してないから緊急度がないということではあるかと思っておりますけれども、ずっと投げているような状況ではだめじゃないかなというふうに思っているところでございまして、その辺につきましてはどのような状況なのか教えていただけたらと思っております。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 建設課長です。済みません、私、ちょっとその被災場所を確認しておりませんので申しわけないんですけれども、早速に県の方は把握しておるんじゃないかと思いますが、点検パトロールしてほうっておくということではなくて、崩落箇所が大きくなるように事前に修繕等、要望したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 従来からここはずっとめげておるような状況でございまして、河床が上がってそこがえぐってくるような状況になって、めげがひどくなってくる、あるいは広がってくるというようなこともございますので、災害復旧というようなこともあってある程度災害の状況を見ながら大雨が降るまで待つというような状況もあろうかと思っておりますけれども、ぜひ進めていただきますよう強く県の方に要望していただきたいなと思うところでございます。先ほど

言いましたように、ここは以前、何か希少価値のある魚がいるというような話をしたところもございしますが、その辺につきましてなかなか工事ができないというようなことがあるのかなというようなことも思ったところなんです、その辺につきましてはどうなんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 建設課長です。アカヒレタビラの件とはまた別だとは思ってますんですけども、議員おっしゃられる、崩れとる場所というのはブロックでのり面保護がしてあるのが裏がすいて陥没しとる、あそこでないかと思えますけど、それは私も見ましたんですけども、アカヒレタビラとは別のものというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） ぜひ現地を調査していただきながら、その辺で県と調整しながら、ぜひ住民の、特に河川の決壊がしてはいけませんし、できるだけその辺で対応できるようなことをやっていただきたいなというふうに思っておるところでございます。これは要望でございますので、ぜひ御協力いただきますことをお願いをしたいと思います。

続きまして、院内保育のことでございますが、先ほど管理者の方から地域再生基金を使って設置をされるということでございまして、予算書の方でもそういう計画が出ておるところでございますが、これにつきまして企業でされるというような状況でありますけれども、毎年病院の方からその企業の方に保育所の運営費を出されるのか、その辺の予算金額とか、そういうようなものがありますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 病院管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。運営に年に、まだ業者とも契約も何もしてないので正確な数字ではございませんけど、年に運営費は、これは設置経費の絡みでございますけども、運営費は1,200万円から1,300万円必要でございます。それから、個人から徴収する経費を幾らにするかということも、まだ確定していないわけでございますけども、市中の価格よりはやっぱり安くするということだろうというふうには思ってます。

それにいたしましても、5万円取っても1人当たり年に60万、当初2人ぐらいのスタートと言ってますので、120万円でございますか。ですから、そのほかは補助金をどうもらうかというのはこれからのことでございますけども、病院の持ち出しということになるわけでございます。

それで当初、2名程度かと、2名ぐらいでということもございまして、数がふえれば保育士さんの数も必要だと。それをふやせばふやすだけ非常に厳しい経営になるということもございまして、ほかの病院の事例等も調査したところで、やっぱり少人数からスタートすると。そして、

いつまでも本当に需要があるかどうか不確定なこともございますので、いざというときには撤退もせなならんということもあるわけでございます。そういうことも考えますと、小さい規模でスタートして、そしてできるだけの病院みずからの負担も減らしたいということを考えて運営をしまいたいと、このように思っているところでございます。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） ありがとうございます。

私は、医療従事者を募集するときにやっぱり院内保育がありますよというたい文句があるからこそ、逆に言うと、ああ、その西伯病院がそういう施設があるなら安心して子供さんを見ていただき、そして仕事もしっかりと充実できるという面があろうと思います。ですから、私はこういうものがしっかりしてくるからこそ医療に対する熱意も強くなってくる、そしてそういうことがうたい文句になれば募集をしても入るということはあろうかと思うんですが、その辺についてもそういうもくろみもあるのかなと思うんですが、その辺は管理者の方はどう考えておられますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。私は今、看護師不足云々となっているわけでございますけども、予測できたことであると。したがって、今やっと院内保育園と言っているわけでございますけども、数年前に当然計画すべき事案であったと、かように思っておるところでございます。

ただ、なかったこともございまして、周辺を見ますと既に設置されて、そうしてやっぱりそれがある程度成果を上げてるわけございまして、私の病院もやっぱりすべきことはしなきゃいかんと。そうして確保だけじゃなくて、産休、育児休業を職員がとるわけでございますけども、子供さんも非常に大事ですけども、できることなら早く仕事に復帰していただきたいということもあって設置するものでございます。ですから、需要がどこまであるかということは、今、看護部の方でお願いしてるわけでございますけども、そういう需要もありまして、先ほど2人でスタートするんだと申しましたけども、その数はもっとふえるというふうには思っておりますが、やっぱり安定的にきちっと立ち上げをすることにおいては、安心・安全な確実な方法で進めていきたいということでございまして、おくれればせながらもやることはやるという考えでございます。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私も先ほど来、これは遅くて何でもっと早くできないのかなというように感じて思ってたわけでございますが、予算的な問題とかいろんなものが兼ね合いをさ

れておったんじゃないかなと思うわけですが、先ほど開設時間の問題がございました。平日と週1回24時間というような体制でされるということでございますが、まだ具体的な企業の内容的なものは今後詰められると思うんですけども、乳幼児さんお二人が今そういう該当でスタートされるということでございますが、それについて看護師さんなどの配置とか、具体的なその辺の詰めはまだされてないんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 事務部長です。まだ細部については全く未定の状態でして、新年1月中にも請負の業者を決定して、各職員にどういう保育園を、院内託児所を目指すのかということ、それから条件をどうするのかということを説明しまして、それからになるというぐあいに思っています。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） これからということでございますので、ぜひ、せっかくこういうことをされるわけでございますし、今後運営費も賄っていかなければいけませんので、十二分に協議をしていただきながら、そして企業の人選につきましてもお願いをしたいなというように思うところでございますが、どうしても企業優先というような格好になりますと、そこで入所予定者が入ってこないということになれば企業は撤退するというような状況も出てくるわけですが、せっかくのものをつくるわけでございますし、いい意味で運営していく、そしてそれに合わせて職員の確保ができ、回転できるようなやり方でなければいけないと思いますので、その辺につきましてこれから詰めておられると思いますけれども、予算的な規模も含めてその辺で再度決意的なものを言っただけであればありがたいなと思っるところでございますが。

○議長（足立 喜義君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。仲田議員のおっしゃいますとおりでございますし、私どもも初めて設置するわけでございますし、いわゆる数社からいろんなアドバイスをいただいているところでございます。その中で、ほかの病院等で設けたところで、失敗とは申しませんが、今苦しんでるちゅうのは、当初から10人でやるんだというような形でスタートした病院等は、定員数が埋まらなくて苦しんでるというようなところもあるというふうに聞いております。私は、つくっても施設の容量が10名だと言ってるわけで、子供の定数が10だという認識はしておりません。数は当然動くものだ。そして臨時に子供を預けたいと、じゃあ、病院側もすぐ出勤してくれと、いろんな事情があって、いわゆる定型なお預かりするだけじゃなくて、臨時的な部分もいろんなケースがあると思っております。そうして、そこは民間

企業、経験があるところをお願いして、ニーズに合った運営をしていただくと、ここが一番大事だと思っております、そういう意味で病院の考え方に沿った運営をしていく業者を選定して、そうしてやっぱり預けた方からはやっぱりここの保育はいいなと、そういう形で安心して西伯病院に勤めたいと、そういう医療従事者を確保できれば非常にありがたいと思っております、ここが女性職員を確保いたしますキーポイントになるんじゃないかなと、こういうふうに考えておりました、ぜひ成功をさせるという思いで設置をしていきたいと。そして、もちろん中の職員からも賛同いただくということが非常に大事だと思っております、初めてのことでございますけど、不安もございますが、きちっとやっぱり実施していきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

私もぜひこの院内保育につきましては、特に看護師の確保ということも必要でございます、その一つの手段としてこれも必要になるわけでございますが、やっぱり西伯病院という、病院というものに対して夜勤があり、なかなか看護師さんが重労働だから来れないというような状況が今、全国的にあるわけでございますし、そういうような状況の中でも一つでもこういうものがクリアできれば、看護師さんの年度中途での退職だとか離職というようなものが少なくなるんじゃないかなと思うところでございますし、それに合わせて病院の環境整備というものが必要になってくるんじゃないかなということも思いますので、今回、質問させていただいたところでございます。

今後とも病院におきましては、そういう職員の、何というんですか、働きやすい職場環境の整備につきまして御尽力いただきますことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で2番、仲田司朗君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、13番、亀尾共三君の質問を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番、亀尾です。議長から質問の許可を得ましたので、この場から2つの課題について質問いたします。

1つは、保育園の民営化を問います。保育園を民営化する問題に関して、町民の声はどうして今までどおりに町が直接運営をしないのか、将来を担う子供の保育は行政がすることは当然のこと、このような意見が大勢を占めております。民営化の理由の一つに、非常勤職員の処遇改善、

処遇改善の内容は雇用期間を制限しないこと、このことを根拠にされております。待遇改善は民営化しなければ解決ができない問題でしょうか。南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件に関する条例、任命または任用で、第4条4項に更新の制限が2回、そのため3年で職場を離れなければなりません。私は町の正職員にすべきと思いますが、少なくとも第4条を廃止すれば民営化をしなくても処遇改善ができるのではありませんか。

1月22日の全協で町長が考えを説明されました。平成23年度は非常勤職員を伯耆の国で雇用し、町直営の2園に職員を派遣する。しかし、法的に福祉法人伯耆の国が公務職場に人材派遣ができるのでしょうか。昨日の雑賀議員の質問に対して、労働基準局がゴーサインを出した、認めるというような答弁がありました。再度このことについても聞きます。

まだ、指定管理を実施することが議会で議決もされていないのに、伯耆の国はプロジェクトチームをつくり、検討して、非常勤保育士の意向調査をし、書類の提出後、面接で待遇など個人ごとに決定、これは異常事態と言わざるを得ません。そこで、お聞きします。一つは地方公務員の職は一般職と特別職に分けられるが、非常勤職員はどちらに属するのでしょうか。2つ目、正職員と非常勤職員の勤務時間は、それぞれ何時間で時間差は幾らでしょうか。3つ目に、社会福祉法人伯耆の国が人材派遣事業をどのような形でされようとするのかをお聞きします。4つ目、議会の議決をしないが、伯耆の国がする意向調査は町が関与することはできないと思います。このような中で、待遇改善をどのように図られるのか再度お聞きします。

2つ目は、地域振興協議会についてお聞きします。地域振興協議会は、町から交付金が出ております。条例では3年で精算するとなっております。しかし、21年度末で余ったお金を協議会の基金として積み立てている実態があります。

また、地域振興協議会は任意組織です。加入、未加入で格差を生むことは公共団体である自治体が行ってはならないことであります。このことからお聞きします。まず1つ、町から出ているお金はどのような形であっても公金であります。余ったお金を協議会が基金として積み立てることは、条例上認められておりません。このことについて許されるのか、このことをお聞きします。2つ目は、行政は何事も公平な扱いが原則であります。未加入集落にも公平、公正な対応がされているのか、このことについてお聞きします。

以上でこの場からの質問を終わります。答弁いただいた後、再質問で深めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えをしましてまいります。

最初に、保育園の民営化問題でございます。一般職か特別職かということでございますけれども、一般職と特別職の関係、常勤と非常勤の関係が地方公務員法と地方自治法で定められております。一般的には特別職以外の職を一般職とされております。その中で非常勤というのはどういうものなのか、明確にはうたってございません。非常勤職員の任用根拠を明確にするために、平成20年12月議会で南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件などに関する条例を可決いただきまして、この条例によりまして非常勤職員として採用しております。これにより非常勤の雇用条件は大幅に改善できたと思っております。

次に、正職員と非常勤職員の勤務時間の時間差は幾らだかということでございますけれども、南部町では非常勤職員の定義は、先ほどの条例で地方公務員法第17条第1項の規定により任命することができることとされる職員のうち、南部町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の勤務時間より短い勤務時間の職員をいうと規定しております。実際の職員の勤務時間は、条例に規定しているとおり、週38時間の勤務をする職員や週38時間未満の勤務をする職員がおりまして、非常勤職員の勤務形態により正職員との勤務時間の差が変わってまいります。そのため単純に比較することは困難でございますけれども、条例成立時点で正職員は週40時間でしたから、最も長い時間の勤務形態職員とは2時間の差となっております。

次に、社会福祉法人が人材派遣業ができるのかということでございますが、御質問の内容は、平成23年4月に伯耆の国へ職員の身分移管がされると、平成23年4月から平成24年3月の間、伯耆の国から町の施設へ職員を派遣することになり、これが派遣事業に当たるのではないかと御質問であろうと思います。今回、予定をしております方法について、労働基準監督署に照会をいたしました。具体的には、平成23年3月までに指定管理を社会福祉法人伯耆の国へ行うということを決め、指定管理の開始が平成24年4月から、そして23年4月に現在町が雇用している非常勤職員を伯耆の国が職員として採用し、その職員を指定管理の開始する24年4月までの1年間、業務の引き継ぎのために町の保育園に来てもらう。この間の経費については、町が給与部分を負担金、あるいは委託料として伯耆の国へ支払うと、こういうスケジュールを考えておるわけですが、このような取り組みをした場合に、伯耆の国にとって派遣事業に当たるのかどうかということをお聞きしたわけであり、これについて労働基準監督署の回答は、派遣法第2条の定義により、派遣業には当たらないという回答をいただいております。言うなれば、出向と同じような扱いになるとの見解でしたので、問題はないと思っております。

次に、伯耆の国が直接に意向調査ができますかという質問でございます。誤解がないように言っておきたいと思っておりますけれども、伯耆の国は意向調査をしておりませんので、よろしくお願

します。非常勤職員の方への意向調査においては、11月26日に町で実施をしておりまして、開園時間や保育の時間、職員配置の方法、民営化の時期、移行期間及び方法、雇用の条件などをお示ししながら町が説明をいたしております。その後、11月30日に移行について提出していただいております。町の方としても、非常勤職員の方がどのような御意向をお持ちかを知らなければ、23年の4月以降のことを議論していくことにはならないわけでありまして、また、伯耆の国としても、指定管理を受けるということになれば、職員確保の問題は一番大切なことですので、今からその意向をお聞きしておくことが必要であります。

意向調査の結果につきましては、全員の方が伯耆の国の職員として保育園勤務を希望されておりました。今後におきましては、希望された方々に伯耆の国より個別に面談を行いまして、御意向なども再度確認をさせていただきたいと考えております。

伯耆の国においては、指定管理が決まりましたら有資格者の方で正職員への雇用を希望される方はすべて採用するので御理解をいただきたいと思っております。

次に、振興協議会についてでございます。振興協議会の基金の積み立てについてでございますけれども、御承知のとおり、振興協議会に対しまして南部町地域振興協議会支援交付金規則に基づき、交付金をお支払いしております。これまで3年間にわたり、限られた財源の中で経費節減の努力をされながらさまざまな取り組みを実践してこられたことにつきましても、議員も御承知のとおりでございます。

さて、余ったお金を基金に積み立てることが許されるのかということでございますけれども、基金に積み立てられたお金は南部町地域振興協議会支援交付金規則の定めに従いまして、目的を持って基金会計に拠出されたものでございまして、余剰金ではないことをまずもって申し上げておきます。

基金を積み立てるという協議の経過につきましては、平成22年1月8日の協議会連絡会の中で会長や副会長さんと協議をいたしまして、はっきりとした目的を持って積み立てるものについては、その拠出を認めたものでございます。その結果、天津地域振興協議会、南西伯、そしてあいみ富有の里の振興協議会の3協議会におきまして、目的基金として拠出をされました。また、その使途及び金額は、天津につきましてはふるさとの史跡、伝統文化保存、継承事業などに計120万円、南西伯の方では地域づくり推進事業に95万円、あいみ富有の里につきましては富有の里拠点施設整備事業に164万円でございます。これらはいずれも単年度の交付金の中では金額的に取り組めないものでありまして、また基金を積むことで効率的な事業実施ができるものでございます。

したがいまして、議員御指摘の余ったお金を基金に積み立てたということは、正しい理解ではございません。前述の交付金規則の定めに従いまして、目的を持って基金会計に拠出をした、支出をしたものだという事を御理解いただきたいと思ひます。

なお、基金事業の執行につきましては、長期にわたるものではないということをおあわせて申し述べさせていただきます。

次に、未加入集落にも公平、平等な対応がなされているかという質問でございますが、結論から申し上げまして、未加入集落に対しましても公平な施策を行っていると考へております。

さきの平成21年3月の定例議会でも説明いたしてありますが、集落からの行政要望に係る対応についてでございます。これは毎年、翌年度の予算に合わせて振興協議会を通じてさまざまな要望をいただいておりますが、未加入集落からは直接要望書を提出していただいております。その対応につきましては、加入、未加入にかかわらず各担当課に回答をしていただき、予算が必要なところは予算要求をさせていただきます。そして、予算が通ったものにつきましては、その旨回答をして事業実施をしていただいているわけであります。

町としては、協議会に加入、未加入にかかわらず公平取り扱ひということをお旨としておりますし、今後も未加入集落については集落の決定を尊重しながら公平に要望におこたえしていく所存であるということをお申し上げておきたいと思ひます。

未加入集落につきましては、当初の不安などから未加入と決定された、そういう御判断につきましては一定の理解をいたしてあります。振興協議会が誕生しまして4年目に入っております。町内各地で振興協議会によるさまざまな特徴的な取り組みが行われている状況の中で、未加入集落の皆様方にもぜひ一緒に地域活動をしていただきたいということをお願ひしております。切に切望をいたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁をいただきましたので、再質問いたしますが、まず最初に、私が非常勤、特別職の地位というんですか、どういう状況なのかと、これをはっきりしておかなきゃいけないということでお聞きしたんですが、一般職、あるいは特別職、このことの仕分けというとは明確なことがなかったわけですよ。条例をつくって、条例のもとにやっているとことなんですけども、南部町非常勤職員のこの任用のこと、20年の12月22日にされたこと、これが、しかしこういう宙ぶらりんでなくて、少なくともどこに属するかということをはっきりすべきだと思うんですよ。こういう一般職でもない、あるいは特別職でもない、このような状況はとて認めることはできませんよ。再度、どちらに属するかということをはっきりと答弁をいた

だきたい。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。職務区分ということで、一般職と特別職ございますが、一般職の扱いというふうに理解しておりますが、以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 一般職という答弁をいただきました。一般職ということは、雇用にこれ制限をかけることはできませんよ、どうなのでしょう。そういうぐあいに、私は制限できないんじゃないかというぐあいに思うんです、一般職というのは。これは、任用を受けたら、何というんですか、大きな事件とか、そういうことがない限り、それに制限をすることはかけてはならないというぐあいに思うんですが、どうなんですか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 職別でいきますと、今の2種類、特別と一般とございます。その一般の中にも類型ということで正式採用、臨時採用、それから再任用、任期つき採用というような区分になっております。その中の臨時採用ということで、地公法の17条及び22条による採用ということでございます。非常勤職員につきましては、労基法の関係、改正によりまして最長3年、それから臨時的任用職員につきましては、期間6カ月で更新1回という法がございますので、それに沿った運用をしてるところでございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再度聞きます。地公法の17条に3回で切るということ、17条の何項にこれが載ってますか、教えてください。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 地公法は採用の仕方でございます。労働基準法第14条に、労働契約は期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年を超える期間について契約してはならないというふうに改正がされておりますので、そのような運用をしてるということでございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私ね、これおかしいと思いますよ。理解できませんね。地方公務員法、これに基づいて地方公務員というのは任用を受けて採用されてるんですよ。労働基準法のこと、それでいくということで、基本は地方公務員法でこれに基づいて採用、そして雇用の延長ということを図られるのが当然ではないかと思うんですが、どうなのでしょう。できますか、

そういうことを。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 基本的に労働基準法を準拠するということだと思います。

済みません……。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前 9 時 5 5 分休憩

午前 9 時 5 7 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。この雇用等につきましても、労働基準法がもとの法でございます。これに準拠しながら地方公務員法というのが特別な場合に上乗せをなってくるということでございますので、そのもとになる労働基準法 14 条の改正による運用というのは、正しいものというふうに理解しております。

○議長（足立 喜義君） 13 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再度聞きます。きのうも同僚議員の中でこのことについて、条例についてどうなのかということがあったんですけども、町長、いみじくにも非常に問題がある条例だということを答弁あったんですよ。私は、労働基準法、このことを運用にされてるんですけども、地方公務員法の 17 条で明記されていること、このことを基本に考えるのが普通じゃありませんか。だって、地方自治体の職員というのは、地方公務員なんですよ。だから、この地方公務員法で定めてあることを、このことを準用して解釈するのが当然ではないですか。その点について再度お聞きします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。地方公務員法も大切にしなければいけませんし、労働基準法に一方で違反しないようにしなければいけないと。先ほど総務課長が答弁しましたように、労働基準法というものがベースにあって、その上に地方公務員の特殊性というようなことを考慮してさまざまな労働関係がつけられておると思います。それから、企業職員などについては、地方公務員公営企業法というようなことで、また別な労働関係を定めております。したがって、労働基準法がやっぱりベースにあるということを御理解ください。

それから、議員さんですから、片方の法律はいつでもええというようなことをおっしゃらない

ようにお願いします。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、片方の法律はどうでもいいということだなくて、先ほど言ったように、地方自治体で働く職員というのは地方公務員なんですから、地方公務員法を……（発言する者あり）ちょっと私の発言中です。だから、それをやっぱり基本にやるべきではないかということを再度求めておきます。

それから、次なんですけども、職員の勤務時間ですね、先ほど答弁いただいたので言いますと、40時間から、そして正職員の場合40時間を限度となってるんですけども、非常勤職員の場合は38時間ですね。その差が2時間なんですよ。そういう中で、じゃあ、聞きますけども、平均的な給与でいくと、非常勤職員の場合は賃金ですかね、これと、それから期末手当とかそういうものを含めると、年間にするとおよそ200万の所得だと思うんですけども、ここで聞くんですけども、正職員の場合、平均はなかなか難しいかもしれませんが、二、三年勤務された人で一体どれぐらいの年の報酬というんですか、給料になるんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前10時02分休憩

午前10時32分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。25歳ということをご条件としております。非常勤でございますが、給与といいますか、月の部分が200万でございます。それから、共済費が30万、合計230万円です。職員が308万、それから共済費が92万で、400万ということになります。合計のところで見ますと170万の差があるというふうでございます。これには端数がありますが、端数は取らせていただいております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ありがとうございます。170万の差があるということが、25歳の段階で、年齢でわかりましたね。私は、一つは同一労働、同一な報酬というんですか、賃金、これがやはり基本だと思うんですね。こういう中で、わずか2時間しか違ってないですよ、最大に違ってても。そういう中で、同じ内容の仕事をしておいてこういう状況があるというのは非常に不自然なことであるということをまず指摘しておきます。

それから、先ほどの身分の関係のことなんですけども、手元に資料を私、持ってくるのを、ここに持ち込んでおりませんで、今、休憩時間に持ったんですけども、ここに総務省が出してる労働者についての、地方公務員の短時間勤務のあり方に関するというのが、そういうのが総務省が出してるんですよ。それを見ますと、先ほど言われたんですけども、労働基準法に適用ということ、これを基本にして考えて、だからこれでいいんだという答弁だったんですよ。

しかし、総務省が出しているこれは、特別職の非常勤職員には、この労働基準法を、これを適用しなければならないとなってるんですけども、一般職の非常勤職員、地方公務員法の第17条、これではこのことは明示しておりません。つまり、労働基準法には見据えてやるということのはけてるわけなんですよ。

そこで、どうなんですか、ごっちゃになってるんじゃないでしょうか。もう一度、答弁を求めます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほど申し上げましたように、労働基準法や地方公務員法やさまざまな労働関係法規に従って労働関係を正常なものにしていくということが原則でございます。平成12年のこの非常勤職員の条例を作成するときに、国家公務員には非常勤職員の規定があると、定めがあると。ところが、地方公務員法にはその定めがないので、地方自治法の規定によって条例制定権で条例で定めるんだということを答弁してつくっております。いろいろ研究してきた結果、現在の地方公務員法でやれるというのはこの方法しかないだろうという、大学の先生や法務関係者やいろいろなところでの研修の御意見を聞いて、このような条例をつくったわけがあります。

したがいまして、今お持ちのものは私もまだ見たことはございませんけれども、労働基準法の第14条の規定によって労働契約は3年を超えないようにという要請がございますし、そういうベースの上に立って地方公務員法の扱いを定めたということでございまして、非常勤職員の条例によって今、対応しているわけがございますから、決してそれが誤っておるというようなことではないというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほどの答弁、非常に大きな間違いですよ。国家公務員法ということ言われたんですけど、それではこうなんだと言われたんですけどね、これは完全に地方公務員法第17条の規定でこうなってるんですよ。だから、あなたが、どの先生がそう判断されて、それを参考にされてやられたかわかりませんが、これ完全な解釈の間違いだということ指

摘せざるを得ません、ということを指摘しておきます。だから、解釈についてもっとしっかりとやるべきだということをしておきます。

それから、もう一つなんですけども、実は処遇改善ということで伯耆の国で正職員で雇用して安定を図る、このような利用をされておりますね。そうしますと、給与の水準は今より上回る、このような答えがあったんですけども、待遇の基準の内容というものは説明がありませんね。正職員の賃金体系ということも説明してもらわないといけません、一体どのような、ここの今の町の職員の賃金体系と比べて、伯耆の国の賃金体系というものはどういうものがあるかということをお示ししていただきたい。そうでないと、内容がどうなのかわからんでしょう。私が、意向調査は伯耆の国でなしに町でやったということなんだけれども、そのときに雇用の条例とか、そういうもんで雇用のことも説明されたと思うんですけども、一体伯耆の国がどのような扱いをするということを行ったのか、そのことについて説明を求めます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。まず、私どものこの南部町議会で作っている非常勤の取り扱いに関する条例が誤っているということなら、今、解釈の誤りだとかおっしゃいましたけれども、そういう根拠をきちんと示してください。そうしますと、条例改正でもせんとはいけんし、このたびのこのような大きな問題に発展しているわけですから、本当にそういうことを軽々におっしゃいますけれども、誤りなら誤りだという根拠をきちんと示して私どもに教えていただきたいということが一つ。

それから、先ほどは待遇についてどうかということでございますけれども、待遇については、先ほど申し上げたように、現在、非常勤の職員の方が受けておられる給与というものがございます。さっきも言いましたように、200万というような金額言いましたけれども、これよりもずっと悪くなるようなことなら、こういう話には乗ってきていただけないというように思うわけがあります。

したがいまして、今の現給というものよりもいささか高くなるということを行っているわけがあります。それは、伯耆の国で園を運営するということになりますと、園長になったり、あるいは主任になったり、それからさまざまな役、責任のある役もつくわけです。今、基本的に担任も持たないというようなことでやっておられますから、そういう役職についての手当も支給しなければいけないでしょうというようなことから、現在のものよりも高くなるということを行っておりますし、それから伯耆の国では年齢によって給与をお支払いしております。年齢給というものを採用しているということ、それから経験年数も加味して評価をして給与をお支払いしてござ

す。したがいまして、年齢給だとか、それから経験年数だとか、そういうことを加味しますと、現在のものよりも高くなるわけです、必然的に。そういう話はしたわけです。だけど、これは町がやっているわけですから、伯耆の国がそういうことを条件を示してやったわけではありませんので。それからまた意向がない人にそういうことを言ってみても、これはどうしようもありませんから、まず御意向があるかないか、そういうお話をさせていただいたということでもあります。今、ここでそういう待遇、幾らになるのかというようなことを言われても、これは全く困った話でありまして、そういう立場にはまだありません。このような議論を通じて、伯耆の国の方でやっていただきたいという方向になれば、伯耆の国の方で早急に待遇面などの計算をして、お一人お一人から履歴書を出していただいて、年齢や経験年数をすべて見て、この程度お支払いできるのではないかという想定ができます。それを積み上げたものを町の方と今度は交渉して、指定管理料を幾らにするのかというような話になってくるわけです。それらが調整の結果、予算に計上し、3月の議会なら議会にお願いするという、そういう流れでございますので、今ここで幾らだというようなことはちょっと言えないということでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 2つ今、答弁がありまして、まず1つにします。私ども時間が限られてるんですけど、あえて言われますので、指摘をして、が間違っているが指摘ということだったんで、ここに10行ほどありますので、ちょっと朗読しますからよく聞いてってください。

○町長（坂本 昭文君） 議長。

○議長（足立 喜義君） 町長。

○町長（坂本 昭文君） 朗読ではなくて休憩時間をとって、その分をコピーいただいて、きちんとこちらも調査したいと思います。朗読ではすぐ判断できませんから。

○議員（13番 亀尾 共三君） じゃあ、後でもいいということか。（「いや、今じゃない」と呼ぶ者あり）それじゃあ、ちょっと休憩とってよ。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時55分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をします。

議論のすれ違いでありますので、あとまた一般質問の方で詳しくやっていただきたいと思えます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど解釈の誤りということについて御指摘がありましたので、資料を提出をいただきました。ただいま資料を拝見いたしましたけれども、これはいわゆる本当の解釈誤りというように感じました。あくまでも労働基準法も大切にしながら、地方公務員法の規定にも従って町は運営をなされなければならないというように思いまして、この解釈誤りということについては、私どもは受け入れられないというように御答弁申し上げたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長がそう判断されてるんですけど、私はそれを、逆に言えば、それは違っているということを言っておきます。

次に移りますが、伯耆の国のいわゆる待遇というんですか、賃金、お金の待遇の方なんですけども、まだわからないと、向こうがやるんだと。ちなみに、ここで参考にして皆さんに聞いてほしいんですけども、実は10月21日と22日で介護保険推進全国サミットというのが愛知県の東浦町でありました。2日目の22日にパネルディスカッションでパネリストとして坂本町長が壇に上がっておられるんですよ。私もその会場におりました。その中で、こういうくだりがあるんですから、ちょっと聞いてってください。私は特別老人ホームを運営しておりますということで、120人程度の職員の83%が正職員で給与平均は368万円、これは年額ですね。これは東京23区平均と似ている数字、これで黒字経営をして、いささか積立金も出していると、このように言っておられるわけですね。今度、伯耆の国が今の保育士を正職員として預かるということになれば、こういうラインでいかれるんでしょうか、お聞きします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。介護士の平均的な給与というものは、これは介護報酬の中でできるだけ職員に還元をしていこうということで出しております。したがって、相当程度の給与もお支払いしておるということでございます。

保育業務を受けた場合には、これは町の指定管理料の中でお支払いするということになりますから、全部が全部一緒にはならないというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） とにかく、金額は依然としてやみの中とか、わからないというのが状況ですね、今のところ。

それで、聞くんですけども、結局こういう、先ほどもあったんですけども、3年で区切らなければいけないというような状況というのは、非常に不自然でありますよ。なぜこういうことに

なったかいうことは、別に町民の責任もない、行政側がずっと進めてきたためにこういうことになってきたわけですよ。きのうもあったんですけど、雑賀議員の質問であったんですけど、長年保育でずっと続けてきたものを、こういう民間委託にするということ、しかも向こう側のどこが預かるかまだ議会ではなっていませんけども、そういう中でやられること、このような責任はやっぱり私は十分、責任というものを感じるべきだと思うんですよ。

そこで、もう一度聞くんですけども、この3月につまり職員を伯耆の国ですか、今のところは伯耆の国で抱えるということなんですけども、そうすることは、きのうの答弁であったのは、町長はまだ時間もありますということだったんですけども、実際言えばもう時間がないんじゃないでしょうか。きのうの答弁と、この4月からそういう伯耆の国でやる体制というのは、非常に時間が短い状況なんですよ。そこであなたが言われたことは矛盾があるんですが、どうなんですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。私が申しあげましたのは、24年の4月から一応指定管理をお願いしたいということをおっしゃいますから、まだ1年以上時間があるということで余裕は十分あるのではないかとこのように申しあげました。

それから、指定管理の方針を出していただかないと伯耆の国も採用できませんから、この方針は出していただきたいというように思うわけですが、1年間の余裕があるというわけですから、その間にトレーニング積んでいただいて、これはまた労働者派遣法というようなことにも抵触しないということを労働基準局からも言っていただいておりますので、伯耆の国の職員から派遣をして今までと一緒な形で運営をしていただくということでございます。決して矛盾はしていないように思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） まだ1年あると言われるんですけども、仮定としましょう、これはことしの4月からでしょう、3月末に切れるんだから。そうすると、再更新ができればいいんですけども、この条例に基づくと実際切れてしまうわけですね。そうすると、今の4園が運営ができなくなるんで伯耆の国で抱えて、非常勤職員を。ということは、もうあと3カ月ですか、あるとすれば。あなたは1年あるということだけでも、勝手にそんなことはできませんよ。その点についてどうなんですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。指定管理に出すのは24年の4月ということをおっしゃいますから、1年以上あるということをおっしゃっているわけですが、指定管理に出すのは。あなたは誤解してお

られるのではないですか。指定管理に出すことと、職員の処遇を一緒に考えておられるので、議論がちょっとかみ合わないところがあると思います。指定管理に出すのは24年の4月を予定しておるといふことをごさいます。

それから、職員の雇用は来年の3月で切れるわけです、切れる。願わくば、今働いている皆さん方にそのまま町立保育園で働いていただきたいという思いがありますので、切れた人をそのままにしないで伯耆の国の方で雇い上げをして、それを町の方に出向というような形で出たいて、23年度については一緒にやっていただくと、指定管理ではありませんよ、指定管理ではない。町営の直営でやるわけです。トレーニングを積んでいただいて、24年の4月から指定管理に移行していきたいということを申し上げているわけです。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 恐らくどんでん返しはないと思うんだけど、仮に伯耆の国で抱えたとする、しかし議会で指定管理はだめだよということが仮に起こったとするとどうなるんです。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。議会の方で指定管理を認めていただけないということになれば、伯耆の国の職員採用はできません。やはり、いわゆる給与をお支払いする根拠がなくなりますので、伯耆の国ではできないということになります。きのうからの答弁でもお話ししておりますように、今の非常勤の職員さん方は全員の方が新しい職場の中で、新しい環境の中でやりたいという、伯耆の国の方へ移管したいということを希望しておられますから、ぜひそういう希望もかなえていただきたい。それから、現にその人たちにやめていただくと、保育園の運営が1カ月か2カ月とまってしまう、できません。町としては非常に困るわけですから、管理運営上、そういうことも御理解いただいて議会の方には御承認をいただきたいというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 保育園のことでは、もうあと時間がありません、次に移らないといけませんけども、最後になると思いますが、保育園の問題。私がおっしゃりにしてるんじゃないかと町長おっしゃるんだけど、先ほど言ったように、指定管理が可決できんかったら、議決ができんかったら、それはできませんということですね、伯耆の国。でも、3月31日で、来年の、あれでしょう、伯耆の国で抱えるということになるでしょう。だから、あなたもごちゃまぜにしておられるんじゃないですか。それで、24年までに指定管理を議決をお願いしたいということなんだから。

だから、私はこういうややこしい、私は整理してると思うんだが、そういうごちゃまぜにしてるんじゃないかというようなことをされるということは、どうでしょう、一つは私、最初壇上のところから言ったんですけども、この条例じゃなくて、あれですよ、囑託ということになれば年限も切らんし、そういうぐあいに思い切ってやるべきではないでしょうか。そのことを提案します。

それから、もう一つは議会での議決がないのに、伯耆の国に人材派遣の計画や、あるいは町が意向調査に関与するということは、議会軽視そのものですよ。社会福祉法人は町内にも、きのう3カ所あるということがわかりましたね。指定管理なのに公募しない、このことは伯耆の国ありき、町長は時間は余りあると言っておられるんですから、広く進んで町民に説明をする、このよなことを予定もしてない、これでは町民の不安を消し去ることはできない。

だから、保育園の民営化は白紙に戻して、原点からもう一度考え直す。そして、アンケートも十分把握し、町民に説明を求めてどうすべきかということ、議会を含めて行政も考え直すべきだということ、最後に指摘しておきます。

次に、地域振興協議会のことについてお伺いします。まず、基金については先ほど町長からありましたが、もう一つ繰越金というのがありますがね、決算で。繰越金について、それぞれの地域振興区でどれだけの金額があるかお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。繰越金についてでございますが、申し上げます。

まず、東西町地域振興協議会、38万6,880円。次に天津でございます、振興協議会を略して申し上げます。天津、14万9,094円。次に大国でございます、40万9,096円でございます。法勝寺でございます、28万2,557円でございます。南西伯、15万8,000円でございます。手間山、6万2,159円でございます。富有の里、27万8,630円でございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ありがとうございます。

ところで、基金は先ほど剰余金ではないということだったですね。長期にわたるものではないということなんですけども、この南部町地域振興区支援交付金規則でこの基金のことは積み立ててもいいよというようなことはないんですが、これはどこから解釈するんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。交付金規則におきましては、その交付金の対象となることについて、第2条に何項にもわたり定めてございますが、具体的に、例えば消耗品ですとか役務費ですとか備品とか工事費というような費目を特に定めたものではございません。大きく申し上げますと、協議会の活動に資するものという趣旨で述べてございますので、この部分で基金につきましても町長が各協議会から協議をいただいて、町長が承認をすることで認めておるところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） この交付金規則でいろいろ書いてありまして、附則が施行期日だとか、あるいは経過措置というのんが3点にわたって述べられてますね。この附則の経過措置の中で、3項目なんですけども、これはどういうぐあいに理解すべきなんでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。協議会設立から3年までのものについては、交付金に余剰が生じたときは次年度の会計にそのものを繰り入れていくということでございます、この理解は。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） それは、あれじゃないでしょうか。ちょっとあれですけども、これ手元にあるのは経過措置の3で、こういうぐあいに書いてありますね。平成19年7月1日から平成22年3月31日までの間においては、協議会の会計決算において交付を受けた交付額に余剰が生じたときは、第11条の規定にかかわらず、当該剰余相当額の全額を当該協議会の次期会計年度の会計に繰り入れるものとするとなってるんですね。そうすると、平成19年7月1日から平成22年3月31日、今は何日ですか、までにおいてはとなってるんですが、これは平成22年3月31日ということは、ことしの3月31日までの間ということじゃないでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。平成22年3月末に生じた余剰金については繰り越すことが、ここに書いてある繰り越すことができるとありますが、繰り越すことはできないという理解でございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほど課長の答弁であったんですが、これこういうことを言われましたね。町長も剰余金は、何かこれは余ったということ、残金ではなくて剰余金だというよう

な答弁があったと思うんですよ。ここにはっきりと余剰が生じたときはというぐあいにちゃんと書いてあるんですね。だからこれを基金にするということ自体は非常に問題があると思うんですけども、そういうぐあいにして解釈されてることについて、もう一度説明をお願いします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。ただいま、先ほど申し上げました各協議会で余剰金について示せということで申し上げましたのは、これは第13条で定めてあります、交付額の5%を上回った部分は返還をしなくてはいけないということでございまして、5%は各協議会の節約、いろいろな努力に報いるために5%というものを当初認めております。この5%内の金額のことでございます。

それから、基金につきましては町長の方が答弁いたしましたとおり、各協議会とも3年間で基金を造成されて、それを短期間に使っていくという趣旨でございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 行政側の答弁はそういうことなんですけども、私は理解できませんし、住民の皆さんから理解が得られるかどうか、その判断を待ちたいと思いますね。

次に進むんですけども、この地域振興協議会のことなんですけども、一つは交付金というのはみんなが共有するお金なんですね。補助金の精算は町に戻すことが基本ということになっております。

そこで聞くんですけども、いきいきサロンというのが集落で、何集落で取り組んでおられますね。これが余剰金が出たら、金額がわずかなら別ですけども、戻すことということが指摘されてるようですが、これは一体幾らが余剰が出たら返すということなんでしょうか。

議長。

○議長（足立 喜義君） 続けてください。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁ありますか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。社協の方から各いきいきサロンの方に2万円ずつ出ているんじゃないかと思えますけれども、年に10回程度の会を開催していただくということになってございまして、余剰金が発生するということをちょっと聞いたことがございません。ということでよろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。先ほど私の答弁、少し足りないと

ころがあったと思いますので、ちょっと補足でよろしゅうございますでしょうか。

再三申し上げておりますが、基金といいますのは、余ったから基金にしましたという性質のものではございません。各協議会とも目的を持ってお金を節減して積んでこられたものでございます。なおかつ、それは3年間で計画的に基金会計に拠出して積み立ててこられました。その目的は、先ほど具体的な事例を町長の答弁でも申し上げましたけども、例えば単年度の交付金の枠内では予算的に取り組みが無理だというもの、それから協議会の活動が一定程度定着した後の取り組みとせざるを得ないものということで、例えば天津地区には史跡、それから歴史の全国的にも第一級の史跡も数多くございます。これらの史跡や伝統文化の保存をこの際、大がかりに保存活動をやっていきたいというようなこともございます。また、南西伯におかれましては、地域の抱える課題としてやはりまず集落の支援をしなければいけないということで、例えばナメコ、ヒラタケ等を共同栽培し、これを地域の直売所、ふれあい市等に出荷していく取り組みに支援をするとか、集落の共同作業場の整備をするとか、集落の皆さんが集まって交流できるようなイベントに取り組みたいとか、ソバを中心にジゲおこしのイベントをしたいとか、伝統文化をもう一度再開したいとか。それから協議会の活動では地域限定の配食の準備に取り組みたいと。それから、緑水湖周辺の桜並木の手入れをして、地域観光のメッカとしたい、また協議会の……（「課長、もういい答弁」と呼ぶ者あり）

御理解いただけましたでしょうか。非常に皆さんの熱い気持ちがこの基金に込められておるということを私は申し上げたかったのであります。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほどいきいきサロンのことだったですけども、私が聞いたところでは、年に5,000円余ったら、それは返さないということ言われてるんですよ。そういう状況なので、これ参考に、地域振興協議会のこととてんびんにかけて皆さん考えていただきたいということなんです。

次に移ります。坂本町長に聞くんですけども、実は懇談会を集落に出てやっておられますね。6月の14日7時30分に、下阿賀公民館で町長は、地域振興協議会は任意団体である、このように言われた後で、未加入集落は利益、不利益がある、このように発言されているということなんです。利益、そして不利益は、具体的にどういうことなのか説明をお願いしたい。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。一般論としてお話をしたわけでありまして、加入、未加入について選択をする自由があるわけですから、これ強制的には決めてないわけですから、そういう選択

の自由はある。そして、その結果、さまざまなことがあると思います。利益があるだろうし、不利益もあるかも知れません。そういうことについては、選択をした人の責めに帰すということをしる上げたわけでありす。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 利益があるのかはそれはわかりませんが、ひとつ私は不利益なことではどうなのか、これは実施されているのかどうなのか聞くんですが、ごみの減量化、補助金を支給されておりますね、地域振興協議会の方に。当然、下阿賀の方もこれに協力されておるわけなんですよ。ここは地域振興区内とすれば、天津校区なんですけども、入っておられませんが、協力しておられますね、貢献しておられる。この下阿賀区の分の貢献された分は還元されるんでしょうか、お聞きします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。ごみの減量化をどの程度行ったかということについては、全体のその地域のごみの量がこの程度だったというものをまずはからなければいけません。天津地域のごみの量はこれだけでしたというものはわかっております。その基準をもとにして、今どの程度減量になっているのかということで、ごみの減量化の基準を定めております。したがって、下阿賀地域でこれだけ減ったと、あるいは上阿賀地域でこれだけ減ったというような仕分けは、そこまでの計量というんでしょうか、そういうことをしておりません。天津地域全体でやっております、どこの集落が何ぼ減ったかという単位でやっておりませんので、地域でやっておりますので、これはちょっと難しいわけでありす。

○議長（足立 喜義君） 余り時間ありませんので、まとめるようにしてください。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） この補助金を出すということについては、それはいいことだと思つて、当時ですよ、予算を組まれたときに言ったんです。けども、その時点で加入しておられない集落がありますよと、そういうところにはどうするんですかと言つたら、いや、それはそこだけを抜き出してやるということはとても無理だということがあつて、でも、それぐらいやらんと不利益というものが生じるんじゃないですかということを指摘したんですけども、それはできませんということあつて、それじゃあ同じ自治体の中で、こういう不合理なことをやつていいのですか、どうなんですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） これについては割り切れないお気持ちもあるかも知れませんが、

計量についてそこまで小さくできませんので、これは御理解をいただくより手がないということ
であります。ごみの減量化については、これは交付金を出すからするとか、出さないからしない
というようなことではなくて、国民挙げて取り組まなければならないわけでありまして、そうい
うことで5%以上の削減目標というものを定めて、お願いしてまいりました。今までもずっとお
願いしてきたわけですが、残念ながらずっと右肩上がりでごみの搬出量はふえておりまし
た。しかし、このような取り組みを進めてきた結果、ごみが減量になってきたわけでありませ
ぬ。私は、そういう意味で大きな成果だというように考えております。いつまで補助金が出るのか、
これはわかりませんが、そういう流れというものを確実につくっていただいたということで、大
変感謝をしておりますし、今後ごみの減量化など、これは地域に限らず町を挙げて取り
組まなければならない課題でございますので、引き続き御協力を賜りたいというように思っ
ております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） もうあとわずかしか時間がありません、まとめますけども。行政
の執行には差別があってははいけませんね。自治体の首長であるあなた自身が、不利益があると、
生じるというようなことがあってもいうことを言われたんですが、いみじくも。町長としては、
これはあるまじき発言だと思いますよ。当然、撤回して謝罪すべきですよ。それで、憲法14条
で平等をうたっておりますよ。平等でなければいけないということ。このことがありますね。そ
ういうことからすれば、当然これは撤回して謝罪すべきだと、言うべきだと思うんです。どうな
んでしょうか。

それともう一つは、私がよく聞くことは、協議会事業は受けるんだけど、仕事をするのは
区民がボランティアですることが多いと、地域振興区はマイナス面の方が多い、これが平均的な
声です。町はどういうぐあいに受けとめているかということをおね、よく聞いていただきたい。こ
のことをもって私は質問を終わります。答弁はいいです。

○議長（足立 喜義君） 坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 言われっ放しでは私も満足できませんので、答弁させていただきたいと
思います。

まず、先ほどの保育園の非常勤の問題で、これも言われっ放しになっておりましたが、囑託は
どうかという御提案がございました。囑託という名前の職名の職員が現におりまして、そういう
扱いにして一定の処遇をすれば、待遇改善になるのではないかと、ことだろうというように思
うわけですが、この囑託というのはどこにも書いてありません、あんまりいいやり方で

はないと。たびたびこの給与実調などでも御指摘をいただいております、改善しなさいということでは言われている職名でございます。それはわずかなお方です、非常にまあ制度的というより属人的になりますので、なかなか難しい問題があつて解決しておりませんが、基本的には非常勤職員は38名もおられて、大きな塊でありまして、こういうボリュームのある人数の方を、はっきりとした嘱託職員ですというようなことで位置づけをして処遇をするということは、これは公務員法上、許されないというように思っております。したがって、御提案をいただいたわけですが、この嘱託職員として処遇をして待遇改善を図れという御提案には、ちょっと乗れないということでございます。これは県を通じて国の方からもたびたび指摘もいただいております、そういうわけにはいかないということをお理解をいただきたいと思つております。問題は、38名ものボリュームのある人たちの雇用の継続と、そしていささかの待遇改善をするということではございまして、ぜひ、そういう皆さん方全員行きたいということをおっしゃいますから、そういう皆さん方の声もひとつ聞いていただいて、今のような状況を継続して、低位に抑えられた賃金、そして不安定な雇用、労働条件といったことではなくて、ベストではないかも知れませんが、ベターな処遇をしたいというように思っておりますので、御理解をいただきたいというように思つております。

それから、先ほどの地域振興区の話でございます。町長としては、この機会の均等というものを提供しなければいけないというように思っております。機会の均等。結果の均等ではないというように、まあ思つております。国の方も、例えば交付税などにおいても努力したところについては、頑張る地方応援プログラムというようなものをつくつて交付税を余計出していこうというようなことでもあります。ただ、その努力をする機会というのは公平にあるわけではあります。このたびの民主党の地域主権戦略大綱というものの中に、一つおもしろいことが書いてありますので、御紹介をして終えたいと思つております。

地域主権改革が進展すれば、おのずと地方公共団体間で行政サービスに差異が生じてくるものであり、地方公共団体の主張や議会の議員を選ぶ住民の判断と責任は極めて重大になる。地域主権改革は単なる制度の改革ではなく、地域の住民がみずからの住む地域をみずからの責任でつくっていくという責任の改革であり、民主主義そのものの改革である。住民や市長、議会のあり方や責任も変わっていかねばならないという、まあ定義づけがございまして、いつまでも結果の平等というようなことを追求しておつては、行政としては回らなくなるということではあります。機会の均等は等しくなされなければならない。しかし結果については、努力をしたりしたところについてはそれなりの差が生じてくるのも、これはやむを得んということ、この地域

主権改革でも言っております。これは団体について言ってるわけでございますけれども、住民についても頑張ってくださいとそうとそうでないところについては、徐々に差はついてくるといふように思います。そういうことが公的にカバーできる、しなければならぬ差は公的にカバーしていきますけれども、そうでない差については、これは公的にどこまでもカバーはできないということが言いたいわけでございます。よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 以上で13番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、9番、細田元教君の質問を許します。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田でございます。議長のお許しが出ましたので一般質問をさせていただきますが、ちょうど昼にかかろうと思っておりますけど、本当に申しわけなく思っております。簡単に早く終わるように頑張りますので、よろしく願いいたします。

通告は3点でございます。教育問題と文化・芸術推進問題と保育所の民営化問題でございます。教育問題、私も初めてでございます。また、文化・芸術も初めてでございますが、この教育問題につきましては、ことし議会の行政調査で、京都で小中一貫校のやっております、京都にあるオオイケ中学校を教育長とともに視察……（「御池」と呼ぶ者あり）御池、ごめん。御池中学校に教育長とともに視察に行っていました。そこは小中一貫校をやっておられまして、都会というか、そういうところだったですね。ビルの中に小学校と中学校と老人保健デイサービスがあると。一緒になってやっている学校でございました。そこで小中一貫校の取り組みをやっていると。そこで勉強をしてみました、びっくりしましたが、これを我が南部町に持ち帰ったときに、どのようなことができるのか。教育長は、この小中一貫校を通じてどのような教育改革を我が南部町でされようとされているのか、伺いたいと思います。と同時に、我が町の小中一貫校の今現在の取り組みについても伺いたいと思います。それと一緒に、京都では小学校が2つありまして、別の小学校でしたね、中学校が1校でした。我が町にも小学校が2校と分校が1校ですか、3校あります。中学校は2校あります。これ前にも1回、このような質問をしたことがありますけれども、中学校統合というような考えがあるのかどうかということもお聞きしたいと思います。

もう1点の次は、文化・芸術の推進についてでございます。えらい高尚な話をいたしますけれども、我が町には、有名であります法勝寺焼、それと書家、または画家がおられます。または、それと一緒に南部町出身の有名な、このような方が全国におられると思います。私は、これらの人の作品をもっと町民に知らしめる必要があろうじゃないかと、ことを求めておりまして、この本

町での一般展示、または販売する場所が必要と思いますけども、その取り組みについて伺いたいと思うんです。なぜならば、我が町には緑水園の隣に板祐生記念館がございます。これは板祐生先生は版画の先生ですね。または、いろんな玩具とか集めておられますね。版画の面でいえば、東では棟方志功、西では長谷川無弟さんか、この板祐生先生。これは全国で有名な方でございます。それと同じように書家、また画家も南部町におられるような気がいたします。それらのことを、もっともっと我が町が宣伝する必要があるだろうと思ってこういう質問をいたしました。それと、こういう不景気のときには、一生懸命国も政策をもって経済を浮揚するように頑張っておりますけども、国民の町民の精神的な浮揚を目指すのは、文化・芸術だそうです。本町には、いろんな芸術や芸能団体がございまして、いろいろ活動されておられます。それらの方を見ますと、本当に輝いておられます。そのような方がもうちょっと本町でも文化・芸術、または芸能、芸術をもっと活発できるような助成等ができればなと思っておりますが、その辺についての所見を伺いたいと思います。

あとは、保育所の問題でございますが、今、私を含めて7名の方が今回、一般質問いたしました。国会でも予算委員会でこのように議員が執行部に対して質問をされれば、町民の方はおおよそ検討がついたじゃないかな、思っております。私はここに4点、書いておりますけども、ほとんど今まで答弁されたことが全部網羅しておるような気がいたしまして、もしこれに補充な言葉がありましたならば答えていただきたいと思えますし、あと再度、答弁席からその答弁についてお聞きしたいことはありますけど、まず第1点は、この保育行政というのは町が公的保育の責任がございます。この町の責任について、まず第1点は問いますと言いましたけど、杉谷議員とか、雑賀議員とか、亀尾議員とか、赤井議員の間で、これらについては十分な答えが戻ったような気がいたしました。

2点目に質問しました、なぜ伯耆の国に指定管理されるのかな、そのメリットは何でしょうかって問いましたけど、これも、その三方、四方の質問の中で執行部は答弁されておまして、これも、もうなんなっちゃったなっていうような気がいたします。

あとは、他市、他町で、この民間委託されているところがあるだろうと思ひまして、その実態を町民に知らせてほしいということを行いました。これは、ちらっと鳥取市、米子市、湯梨浜町、三朝町、あるって言われましたけども、内容については聞いておりません。これについて、またあるだろうと思ひます。それと同時に、そういうところで民間委託する前とした後で、どのように変わっているのかも伺いたいと思ひます。

壇上での質問は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えをしましてまいりますが、教育委員会関係のものもありますので、最初に保育所の民営化についてからお答えをしましてまいります。

まず、公的保育の責任について問うということでございますけれども、保育に係る公的責任としては、次の3つのことが上げられます。1点目に市町村の責任でございます。保育所の入所と保育の保障に市町村が責任を持つことでございます。児童福祉法第24条には、保護者の労働や疾病により児童が保育に欠けるところがある場合において、保護者より申し込みがあった場合には、保育所において保育しなければならないと定めております。これにより市町村は保育所を設置し、保護者の皆様の御希望にこたえているところでございます。

2点目に、保育所の設置に際しての最低基準を定め、これ以上の条件の確保をすることとしているところでございます。この基準を満たすことが認可保育園としての条件となります。

3点目に、基準を守るための費用の負担について公的責任で行うこととしておりまして、これにより国や県、市町村のそれぞれが負担をしているところでございます。いずれにおきましても、公的保育の責任を果たしながら保育を行っているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、伯耆の国への指定管理されるメリットを問うとの御質問と、次の市町村で民間委託されているところがあるのではないかとということでございますが、これは赤井議員の御質問でお答えしているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、民間委託、前と後の違いがわかれば教えてほしいということでございます。民間委託には2種類の形態がございます。1つは、公立のままで運営の部分を民間に委託する公設民営方式、このたび提案しているものであります。もう一つは、施設も民間に移譲し運営も民間で行う民設民営の形がございます。現在の形態は、町が設置し町が直接運営している公設公営の形でありまして、このたび4園のうち2園を公設民営の形にしたいと考えているところでございます。

民営化前後での変化についてでございますが、まず設置主体でございますが、これは南部町でありますので変更はありません。このため保育に対する責任は町が持つこととなります。建物の維持管理については、簡易なものについては町が指定管理料の中に含めて負担をし、受託した団体が支出をすることになります。ガラスが割れたとか、そういう軽微なものについては受託団体の方で支出をして行うというような意味でございます。それから、大規模なものについては、これは町が負担して実施をいたします。例えばプールが漏れ出したとか、そういう大規模なものについては、これは町の方で責任できちんと対応しますという意味であります。それから、入所の

申し込み、決定については今までと変わりません。これも町が行います。保育料についても同様でございます。町で決定して、徴収についても町で行う予定にいたしております。運営についても、町の保育方針のもとで行いますので、基本的には同一でありますけれども、民営化園では時間延長による特別保育の実施や、保育のニーズに対応する取り組みをしていきたいと考えております。また、公営保育園においては地域の子育て拠点施設としての役割を持たせるなど、特色を出していきたいと考えております。財政負担については町が負担することによって変わりありませんけれども、公営では町が直接支払うのであるの対しまして、民営は町からの指定管理料から支払っていきます。

一番の大きな違いは職員の雇用形態でございます、公営は町職員、民営は民間事業者の職員で行われます。民間移設の場合については、このほかに保育の実施などの面において大きな違いがありますけれども、このたびの指定管理による民間委託については、町の設置者としての責任において大きな差は生じないと、このように考えているところでございます。

次に、文化・芸術の推進についてでございます。まず本町にかかわりのある著名な芸術家の皆様の作品を展示、販売する場所が必要ではないかという御提言でございます。本町には法勝寺焼を初め、書道、絵画などで著名な町民の方が多くいらっしゃることは、議員も御指摘のとおりであります。そして、こうした皆様の活動を何らかの形で支援させていただくことは、町の発展にとっても有意義なことであると考えております。御指摘の取り組みにつきましては、これまでも文化・芸術振興の観点から、祐生出合いの館において、町内関係者の芸術・文化にかかわる特別展を順次、行ってまいりました。本年度は山本朔士展を4月から6月にかけて開催、7月から8月には山本先生と同じ行動展で活躍しておられまして、本町在住で現在、県立博物館に勤務しておられる佐藤真菜先生の特別展を開催いたしております。また、昨年度は4月から6月にかけて、旧会見町にお住まいでありました、故宇田洋さんの砂絵展を開催して、本町に関係する皆様の御紹介をしているところでございます。

ただ、こうした本町とのかかわり深い皆様の作品を御紹介する場を設けましても、お越しいただく方がそんなに多くはないという問題があるのも事実であります。ある町民の方からも御指摘をいただいておりますが、こうした作品展のPRが十分ではないということを反省しております。こうした課題を十分認識しながら、今後も町内在住の方や関係者の方のすぐれた作品を、祐生出合いの館、及び改修いたしました天萬庁舎など、他の公共施設の活用も視野に入れながら、基本的には特別展という形で町内外に発信してまいりたいと考えております。

作品の販売について御指摘をいただいておりますけれども、販売についてお引き受けすること

は現段階では考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

次に、芸術、芸能団体への助成についてであります。本町には県指定無形民俗文化財である小松谷盆踊保存会、町指定民俗文化財である法勝寺歌舞伎保存会や法勝寺一式飾り保存会がございます。こうした団体は、いずれもその文化財を保存、継承することを目的に活動しておられる団体でありまして、その文化財としての価値も高く評価されているものであります。また、いずれの保存会におかれましても、後継者の育成や文化財の保存と啓発のための取り組みを行っていただいております。そういう観点から補助金交付を行っているところであります。

イベント的な取り組みとしましては、ふれあい芸能 in さいはくや、南部町民音楽祭、ほっとハートコンサートを主催されているそれぞれの実行委員会に助成を行っております。これらは、いずれも町民の皆様みずからが芸術、文化、芸能の発展を図っていこうという自主的な取り組みでありまして、公民館で活動をされている皆さんの発表の場でもあることから、町としても助成を行っております。

また、町内ではチャリティー芸能大会などの名称で、そのイベントを通じて集められた募金を教育や福祉関係の取り組みに寄附される催しも、さまざまな団体やグループの皆様が取り組まれていることを耳にいたしております。こうした取り組みにつきましても、直接的な財政支援は難しいかもわかりませんが、施設の使用料の減免というような形で支援させていただくことは可能ではないかと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

一貫校については、これは教育長の方から御答弁を申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 細田議員さんの御質問にお答えをしておりますが、先に2点目の御質問にお答えをさせていただき、その後で1点目、3点目とお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。また、お答えをする前に、小中一貫校の考え方と、小中一貫教育の考え方の整理につきましては、6月定例議会におきまして同僚議員にお答えをしたとおりであります。重ねて結論だけを申し上げておきたいと思っております。本町におきましては、小中一貫校ではなく、それぞれの学校が基本的には独立し、校区内の小・中学校が強固な連携を図りながら義務教育の9年間、連続性のある一貫した教育活動を展開していく、小中一貫教育を推進をしたいと考えております。具体的に申し上げますと、法勝寺中学校区と南部中学校区において、それぞれ関係する学校が小中一貫教育に取り組むこととなります。

さて、まず、どのような教育改革を目指そうとしているのかという御質問でございます。小中一貫教育の目指す姿としましては、義務教育9年間の連続性のある教育の推進であり、小・中学

校の9年間で育てる子供の姿や、小・中学校の教職員が学力観、指導観、評価観などの教育観を共有をして、小中一貫の教育課程に基づく一本筋の通った教育を進めることにあります。その大きな目的は、敷地や校舎の共有などの物理的な条件に関係なく、小・中学校が連携をして児童生徒に係る情報交換や指導内容の共有化を進めること、そして子供の成長に合わせ9年間を見通した教育課程を通して、小・中学校間での学習指導や生活指導、指導方法等の円滑な接続ができる教育活動を推進することにあります。

本町の場合は、既に御承知いただいておりますように、コミュニティースクールの導入による新しい学校づくりに取り組んでおりますので、本町の目指す教育改革の方向は、コミュニティースクールを基盤とした小中一貫教育と御理解いただきたいと思っております。

次に、本町における小中一貫教育の取り組みについてというお尋ねでございます。さきの6月定例議会でも触れさせていただきましたが、児童生徒の学習意欲の低下や、家庭での学習習慣の未定着、学校外での社会体験の不足等々、豊かな人間性をはぐくむべき時期の教育にさまざまな課題が生じております。小・中学校間の大きなギャップは不登校や問題行動の要因の1つでもあると考えております。こうした現状を踏まえ本町が目指さなければならない小中一貫教育の方向性、つまり義務教育9年間の連続性のある教育を推進するために、私どもは4つの具体的な柱を立てております。

1点目、学力の向上を目指した授業改善のための小学校と中学校の連携。2点目、指導方法に連続性を持たせるための小学校と中学校の連携。3点目、連続性のある学習習慣を確立をするための小学校と中学校の連携。4点目に、連続性のある特別支援教育を実現するための小学校と中学校の連携。この4つの小・中連携を基軸とした小中一貫教育に取り組むと考えております。

このことにつきましては、既に今年度より取り組みを進めておりまして、当面、平成24年度を最初の到達目標年次と定めているところであります。また、小中一貫教育を大きく前進をさせる連続した教育課程の編成につきましては、新しい学習指導要領が小学校では来年度から、中学校では平成24年度から実施されますので、こうした動きと連動しながら教育課程の第一次試案を来年度中には策定をし、翌年度から実施をしたいと考えております。

こうした流れを見据えながら、さきの12月1日には、御質問にもありました議会行政視察の際、京都市立御池中学校で偶然にお会いをいたしました京都産業大学の西川教授をお迎えをし、より具体的な研修会も実施をしたところであります。

以上、申し上げてまいりました、本町が目指しますコミュニティースクールを基盤とした小中一貫教育の当面する最重要課題は、基礎学力の定着と不登校問題であり、その先にすべての子供

たちに義務教育を保障することを見据えたいと思っております。幼児期を含め義務教育期間は子供たちにとって生きる力の基礎を培う極めて大切な時期であります。保育園を含めた小学校と中学校の充実した強固な連携は、本町学校教育の課題を解決していくために必要不可欠な教育施策と考えております。

最後に、将来、中学校を統合する計画はあるのかというお尋ねでございます。結論から申し上げますと、教育委員会としましては現段階での両中学校の統合は考えておりません。生徒数の推移を見ますと、両中学校ともにおおむねこの先10年間、法勝寺中学校で200名、南部中学校で100名を維持できる状況にあります。この数字は現在、国において検討されている35人学級を基準に考えてみますと、おおむね各学年2ないしは3の複数学級が維持できる数字であり、生徒のさまざまな課題に一定の対応ができるものと考えております。ただ、平成32年度以降、両中学校合わせた生徒数が300名を大幅に割り込む見通しでありますので、早晩このことについてどう考えていくのか、教育委員会として一定の方向を出さなければならない、重要な課題の1つであると認識をいたしております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ありがとうございます。

まず、通告順番に行きたいと思います。小中一貫校の教育問題ですね。今、教育長は、コミュニティースクールを基礎として9年間の義務教育の連続、教育の連続、1つは学力の向上、2つは指導方法の統一、3番は学習習慣をつくる、4番が特別支援教育もやると、が基本にやると言われました。それと、1ついいこと言われましたは、生徒に対する、この9年間で生きる力をつくる教育もしたいと言われました。その中でまた一本筋の通った教育をすると言われました。

この御池中学校に視察に行ったときに、どういう理念でやっておられるのかな、視察に行きまして、僕、勉強しました。お互い一緒に聞きました。その中で校歌がありましたね、小椋佳さんが作詩、作曲されたんだと思いますが。風上に立つって歌ったかいね。（「立つために」と呼ぶ者あり）立つために、その題目でございました。要は、そのような風上に立っていろんなあらしや風でも吹き飛ばすような力強い教育を示して、そういう子供に育てほしいという親御さんの気持ちがあったようでございます。私は、それと同じようにしろとは言いませんが、この間、西伯小学校の竣工記念がございました。そこで町長が式辞の中で米百俵の話がされました。まだ小学校の1年生から6年生の間では、わかりにくい話だったんじゃないかと思いますが、私はこの精神は大事であるし、我が南部町の小学校、中学校を通じて、この米百俵の、教育委員会、保護者、また町の気持ちを児童に伝えていただきたいということを願っておりますが、それに対す

る教育方針等がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長であります。基本的に御承知のように教育委員会は5人の教育委員の合議制ということでございますけれども、南部町が発足をして以来、5人の教育委員が共通をして強い思いで考えてきたことは、やはりその一人一人の子供たちの、いわゆる義務教育を保障するということを実現しなければならないというのが、一番の命題であり課題であります。そういう観点から、先ほどの答弁でも申し上げましたように、不登校だとか問題行動だとか、そういうものを問題に取り組んでまいりました。そういう視点で今後も取り組んでまいりたいというぐあいに考えておるところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 合議制で義務教育を保障する、まず第一義だということは、裏を返せば不登校とかいろんな問題があり過ぎるというように、解釈もできてできんことはないですけども、私は、この今の義務教育を保障するのは当然です。生きる力をつくる教育、それが教員が全員とは言いませんけども、そういう学校でそのようなことがきちっと、校長を初め、以下教員がそういう気持ちになって教育をしてもらわなければ、生徒はなかなかかなびかないと思いますけども、私は小中一貫校、学力の向上、指導方法、学習習慣、特別支援、各方策としてはええと思う、方法等は。だけど、それを教える先生、小中一貫校、きちっとするにも、私はそれを教える先生が大事じゃないかと思えますけども、教育長の所見はどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます、お答えをしたいというぐあいに思っています。

コミュニティースクール、それから小中一貫教育、それぞれ方向性についてお話をしたんですけども、やはりその中心になっていくのは教員であるわけでございます、先ほどの生きる力にしてもそうでございます。このところがきちっとせないけんということは、基本的に一番重要なところだというぐあいに思っております。

少しそのお話が横道にそれるのかもしれませんが、現在、鳥取県の方で学力を向上させようということで、今月の、実は27日にも緊急に会があるんですけども、その中で今、県の方が考えておりますのは、学習支援ボランティア、こういうものを考えていこうということ、実は前回の説明会でも考え方を聞いたところであります。私はその話を聞きながら、ある意味、反論を、反論というほどでもないのかもしれませんが、意見を申し述べております。といいますのは、その学校がさまざまな課題を抱えております。それぞれの課題を解決をしていくた

めに、地域の皆さんのお力をかりていかにゃいけん、これ1つの動きとして出てまいりました。今度は、子供たちの学力を保障していくために、あるいは高めていくために、地域の皆さんに授業の中に入って応援をしてやっていただきたいと、極端に言うとかような流れなんです。私は県の方に、どこまで応援をすれば学校は責任が果たせるんですかっていう話を今、しております。一番もとになるところは、やはり教職員が現在のこういう子供たちの実態や現状に対して、それにきちっと対応ができる資質を高めていく、力をつけていくということを同時並行的に取り組まない限り、子供たちに起こっている問題を常に学校外の力をいただかないと解決ができないような学校というのはいかななものかと、こういうことを実は申し上げているところでございます。そういう意味で、細田議員さんの先ほど御質問でもございましたように、教員がそういう視点での力をきちっとつけていくということは、極めて大事なことであり、教育委員会としても県教委任せにしないで、私どももそのことについて一定の研修なり指導なり、そういうものを準備をしていかにゃいけん、こういう現状にあるというぐあいに思っているところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、一番大事なことを言われました。生徒に学力向上とかいろいろ言うのにも、やっぱり教員、学校の先生の力をつけなきゃいけん、いろいろなことを言っておられますが、具体的に今、南部町では学校の教員の力をつける方策、施策、行動はどのようなことをされておられるのかお聞きしたいと。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教員の資質向上につきましては、本町に教員が来た場合に、基本的な本町の状況といましようか、町の状況、そういうものについては従来も教育委員会の方で夏休みを中心にして、新しい着任をされた先生方に対する研修は行ってまいりました。今年度から、先ほども申し上げましたような観点から、教育委員会としてもっと積極的に先生方の力を上げていただく研修を、県教育委員会が主催をいたします研修会への派遣ばかりでなしに、個別具体的にやはり指導をせないけんだろうということで、野口学校教育専門員を中心にいたしまして、経験年数の低い、少ない先生方を中心にして研修会を実施をしてまいりました、新しく始めました。今年度中には中堅どころの先生方にも、やはり研修をせないけんということをお話をいたしまして、今年度中に、またこれも実施をしたいということで思っております。

そういう意味で申し上げますと、計画的にやはり学校の先生方の研修をしていただく場を、県教委と連携をしながら私どもの教育委員会の方でも設定をしてまいりたい、こういうぐあいに思

っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 私も、生まれは西伯小学校で、あ、今、法勝寺小学校、今の有楽の跡地からでございます。そのときの小学校3年のときの担任の先生は、ここにおられる永江教育長のお父さんでございました。大変厳しくしかられましたし、たたかれもしました。けども、それは……（発言する者あり）そういう問題じゃないけど。6年たったときでも覚えておりますね。その心は、この子供を幸せにしてやろう、もうちょっと勉強させてやろうという気持ちがありました。中学校のときも、今は亡くなられましたけども、古曳先生にもこっぴどくやられました。岡田聖美先生にもやられました。けども、おかげで数学と理科とかが向上しましたよ。今の先生方に、本当にこの子供を幸せにしてやろうという気持ちがあるかどうかだけでございますが、そういう内心のことを、ちょっとぴかっと光るような魅力のある先生をどう育てるか。せっかく南部町に来られた先生ですよ、ぜひとも教えていただきたいと思いますが、この意気込みはいかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 大変難しい質問かなと思って聞かせていただきました。基本的に申し上げますと、やはり思いということだろう……（「思いです。内心です」と呼ぶ者あり）思うんですね。こういう、少し事例をお話をしたいと思っております。

特別支援学級に子供を措置をする場合に、保護者の方の同意というのが実は必要になります。もちろん専門的なドクターへ、そういう専門職員の方の御意見もいただきながら最終的な決定をするんですけども、そこには必ず親の同意がない限り、特別支援学級に措置をすることはできません。その途中過程の中で、こういう動きが、ことを何回か聞いて、少しびっくりしたといひましようか、これは何とかせないけんと思ったんですけど。関係する子供たちの様子を見ながら、当然そのかかわっておる教員として、この子供のいるべき教育環境は、この方がベターだろうと、ベストだろうと。こういうことは必ずあると思うんですが、私どもの方に聞こえてくるのは、いや、親御さんがこう言っておられますからこうですよという結論が出てくるというのが、何件かあります。そのときに、いわゆるその教育専門職としての判断、そしてその判断を親御さんに伝える思いといひましようか、そういうものが非常に欠けているというか、少ない教員も中にはいるということを非常に強く感じたことがあります。教育専門職としての判断をきちっと言いなさい、親の方に言いなさいということ強く申し上げます。

このことに1つ例にあるように、やはりそのかかわっておる子供たちに対する教育専門職とし

ての判断なり思い、こういうものをきちっとやはり育てていかにかいけませんし、そういうものをきちっと発するだけの教師集団といいたいまいしょうが、そういう条件をたくさんつくることがとっても大切ななと思っています。ただ、冒頭申し上げましたように、そういう教員についての採用権は私どもが持っているわけではありませんので、県の教育委員会の方が任命権といいたいまいしょうが、採用権というのはございます。そこで採用してきた者を、教員をどう育てるのかということが大事だろうと思っております。現在、県の教育委員会の方に申し上げているのは、一度採用をして、その先生を学校の中だけで育ててはいけませんということを申し上げております。やはり、途中経過の中で意図的に学校現場から外の社会に出して、広い視野を身につける、あるいは外から学校を見る、こういう力を、やはりこれから長期的な面では培っていき、そういう力を、あるいはそこに思いを育てていくような、そういうことを計画的に県教委と地教委と連携をしながら進めていくことが、結果として子供たちにいい教育を提供することになるのではないのかなと、そんなことをお願いをしているところであります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） こればかりしてはいけませんけども、最後に言いますが、なぜここで町長の米百俵の問題、言いましたかいうと、あの中のでくだりの中に、あそこから東郷元師でしたかな、とか、いろんな有名人が出て……（「山本五十六」と呼ぶ者あり）あ、ごめん、山本五十六さんとかが。そういう例えの話ですけども、私は、この今、小中一貫校で地域性を出すと、この旧西伯小学校と中学校をきちっと、会見は会見小学校と南部中学校のように、私は旧西伯町出身の子供です。私は南部町出身の子供ですと、出身者ですと堂々と言えるような教育をしてほしいんです。それが、私は教育長が言っている一本筋が通ってる。形はああかもしれん、内心は私はそこをしてほしい。私は法勝寺中学校卒業生であります、私は南部中学校の卒業生であると堂々と語れるような教育を、言えるような教育を、まず先生方がそういう気持ちにならなければ、子供さんに、私は伝染しないんじゃないかと思えますけども、教育長はどのように思われますか。これは同じ気持ちの町長に言いますが、町長もどう思われますか。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 細田議員さんのおっしゃられるとおり私も同感でございまして、これをどうするのかっていうこととございまして。私は、やはり誇りを持つということについて、これはもちろん学校教育の中だけでは当然これはできない話だろうというぐあいに思っているところとあります。そういう意味で申し上げますと、今現在進めております地域とともに歩む学校教育という、こういう命題の中でコミュニティースクールの制度を活用しながら、町全体の中で、町

で、学校ばかりじゃなくて町民皆さん方のお力をおかりをして、あるいは町の中で育っていく子供、こういうイメージをきちっとやっぱりつくり上げていくことがとっても大事じゃないのかなと思っております。そういう意味では、学校教育ばかりじゃなくて社会教育、あるいは生涯学習の観点から子供を育てていくという体制といいたいまいしょうか、仕組みといいたいまいしょうか、ムードといいたいまいしょうか、そういうものをつくり上げていくことが非常に大事なことでないのかなと、そんなぐあいには思っているところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） いきなり質問が回ってきて、ちょっと戸惑っておりますけれども、私も小学校の竣工を祝う会で米百俵のお話をさせていただきました。難しかったかもわかりませんが、そういう精神というものをやっぱり大切にしていきたいと、そういう紹介をしたわけでございます。きのう、石上議員さんの御質問の中で、町民に訴えたいことは何かということで、3番目に申し上げました。他人との触れ合いや交流を盛んにして、豊かな文化を築いてきた先人を敬い、私たちの地域に誇りと愛着を持ち、品格を保ち、よき日本の伝統文化に生きることの大切さを訴えたいということを言っております。すばらしい南部町を誇りにして、自慢して、他人の前で南部町を自慢できるような、そういう子供たちに育ててほしいし、そういう教育を願っております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） そのとおりでして、南部町の子供に南部町の誇りを植えつけるような教育をぜひともしていただきたいと思っております。それは、1年、2年、3年、5年、10年でできる問題ではないと思っております。教育長が言っておられますコミュニティースクール中心、地域を丸め込むっておかしいですが、地域と一緒にしてそのようなことをすれば、そういう子供に育った子供は自分の子供にまたそのように育てる、今から出発すれば私はいいと思っております。教育は、やっぱり100年先、いろんな日本を動かすような人材をぜひとも育てるような教育を、今から少しずついいですのでやっていただきたいということが、私の希望でございます。

あと、文化・芸術でございますが、確かに板祐生記念館でいろんな展示ってことは知っておりますけれども、法勝寺焼は法勝寺の窯元へ行けば一番いいかもしれませんが、ああいうところに法勝寺焼の、これは1,000万円ですっていうようなつぼとか皿をどんと飾っておられた方が、まだ魅力があるような気がしますけど、またそれと同じように南部町出身の書家、画家の展示を一つぐらいあそこに飾って宣伝するようなことも必要だと思いますけども、これはどこの課かな。よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 手を挙げましたけれども、祐生館ということで理解をしていいでしょうか。祐生館のワンエリアにそういうものをどうかっていうことでございますので、そのことについては、いろんな町に例えば視察に出かけましても、そういうコーナーがあって、ああ、この町はこういう伝統文化があったんだなと。この間、出かけたところにももちろんあったわけですが、そういう意味合いで御提案のようなことについては、また町長の方とも相談をさせていただきたいなというぐあいに思っております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 町長、よろしく願いいたします。それと一緒に芸能とか芸術ですね、確かにいろんなチャリティーとかいろいろありますけども、目的がそういうことであれば、いろんな団体でも、そんな衣装までは補助はできんかもしれませんけども、会場費の免除とか、いろんなことはできるとお聞きしましたけども、それは教育委員会に申請すればよろしいでございますかね。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長であります。現在、私どもの方で掌握しております中身で、議員さんの今、御指摘の点で申し上げますと、いこい荘を活用してやっておられますチャリティー芸能大会の方が、そういう実は御相談が以前にあって、教育委員会の方に相談をいただきまして、教育委員会を通じまして指定管理をいただいております団体の方とお話をして、一定の配慮をさせていただいていると、こういう現状があるようでございますので、私の方に御相談をまずいただいた方がいいでないのかなと、そんなぐあいに思っております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） こういう団体がありましたら、だめとかいいとかは別として、快く受けていただきたいと思います。

次、残った時間を保育所の問題に参りたいと思いますが、ほとんど、この私を含めて7名の一般質問いたしました。ならば、町民の方もある程度、これで大概、まだかもしれませんけど、大概わかったじゃないかな。国の予算委員会でも、ここまでやれば、まだ足らんかもしれんけど、大概予算、通るもんですね。それと同じように、この保育の問題、るる今回聞きましたら、確認ですけども、1つは非常勤職員が来年の3月で切れちゃうと。それで、もう条例上切れちゃって、それを救うために伯耆の国に今、一応持っていきたい。それで伯耆の国から移管して来年度はそれで職員を派遣して運営すると。で24年には伯耆の国に民間委託を、指定管理に出したいと。

中身については一切、公設民営ですので中身については今までどおりであると。ただ、民営ってついでるからには、そこには一時預かりとか延長保育とか日曜保育も中にはできる可能性がある、そのように解釈いたしましたけども、町長、これは、あ、加藤町民生活課課長、間違いでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 御指摘のとおりでございますので、そのままでございます。言われたとおりでございます。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） それと、私はこの6名の一般質問をお聞きしまして、1つ疑問に思ったことが1点ございます。それを確認したいと思います。共産党の雑賀議員と、同じく亀尾議員が、この件に関しては白紙に戻す言われました。過去からこの共産党議員団はワーキングプアということ強く訴えておられました。1つは保育園の職員の問題、それと西伯病院の職員の問題でありました。このワーキングプアは、西伯病院はたしかそういうことで正職員されたと聞きました。この問題、今回、民営化して今の職員を伯耆の国に、もし本人と伯耆の国がよいと言われたならば、ワーキングプアというのは解決、ある程度するものでしょうか、お聞きしたいと思います、町長。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 一般的にワーキングプアという定義は、年収200万円以下というような定義がなされているというように思いますけれども、今度、伯耆の国の方でそういうことを再生産してはいけないというように思っております。いわゆる年齢給だけでも、もう超えてしまいます。それから、それに伴う経験年数を加味した職能給、こういうものを加味していけば200万円を超えていくのではないかと見込んでおまして、そのワーキングプアの解消にも一役買うというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、町長が答弁しましたように、この問題は過去、私が議員になったときからでも先輩の共産党議員さんは、官製ワーキングプアで強く追求されておられました。今回この民営化の問題、これが解決するんじゃないかと思えます。それを二方の共産党議員は白紙に戻せと言われました。もし、これが白紙に戻ったらどうなりますでしょうか、町長。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。白紙に戻せというようなことをおっしゃっておられますけれども、

これは勢いで言われたのではないかなと思っておりますけれども、現実にはそういう課題を抱えていて、保育園の運営を実際に運用をしていかなければならない、そういう町長としての立場から言って、これを白紙に戻すというようなことは想定できないわけでありまして。今の状態が続けるがいいということを共産党の議員さん方も言うておられるのではないかなというように理解をしております。待遇改善はどんどんしてあげなさい、だけど民間委託は反対ですよというような意味合いに私は受けとめているわけです。待遇改善をするについて、これは公務員法の中で、あるいは直営施設の中で待遇改善をどんどん図っていくということは、これはなかなか難しいわけです。それはいわゆる一般職の給料表というのがあるわけですが、こういう基準と、また別なその基準をつくるということになります。年齢給だとか職能給を加味した給料表をまた別につくっていくというようなことになりまして、これは町のやることではないというように思っております。したがって、その部分を民間の社会福祉法人にお願いをして、そこで雇用安定と身分の安定を図って解決を図っていくというのが、私は現実的なやり方ではないかなというように思うわけです。でまあ、白紙ということはちょっと想像できませんけれども、議会の方で御承認をいただけたらというようになれば、これは阿久根の市長さんみたいに専決なと何かやらんと解決はできんのではないかなと思っております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 私も同じ議員として、すごいところ、鋭いところをついておられるなと思っておりました。また、私もいろんなところにお友達もいますので、西伯病院、または保育所のその職員の方、共産党の人だけ私たちの味方になって一生懸命町長に言うておられたと、細田さん、あなたは何だともで言われました。それが今回、このように、この処遇の問題でうまくなる、おれはいいことだと思ったんですけど、なぜ白紙になったかなとびっくりいたしました。

もう一つ疑問になってわかったのは、この保育所の職員さん、一般職だそうですね、これではんなら非常勤を正職にすりゃええだねえかというのが一番みやすい問題ですけど、そこに、みんなあれ地方公務員法にひっかかるって言われまして、ていうことは公務員試験を受けなだめってように解釈しましたけど、そのとおりですね。この間の杉谷議員のときにそのような回答があったようですけど、再度お願いいたします、その件の確認を。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 地方公務員の正職員の身分を得るためには、西部町村会で行っております地方公務員の資格試験を、まず合格しなければいけません。その資格試験に通った者の中から面接などを通じて採用試験をして採用をするというルールになっております。したがって、

これは公平採用ということ、そういうことを損なってはならないわけでありまして、たまたま半年とか1年とか保育園に勤務しておられて、この人は必要なので町長が恣意的に公務員にしてあげましょと、正職員にしてあげましょというようなことは絶対にしてはならないし、あってはならないことでございます。そういう制約の中で、非常勤の職員さんとして1年ごとに、3年間継続してお勤めをいただいておりますということでございます。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今の保育園におられる正職員さんは、全部地方公務員を持った保母さん、保母資格を持った地方公務員の方ですということと理解していいですね。今の非常勤職員の方は、保母の資格を持っていますけども、地方公務員の資格は持ってないと。それが3年で切れちゃうと、それが来年の3月だと、それで何とかしてあげないけんというのがこの話であると理解いたしました。

これと同じように、西伯病院のたしか臨職の方もたくさんおられて、この問題があったと思いますが、陶山部長、西伯病院とこの保育園との違いのことを教えていただきたい。

○議長（足立 喜義君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 事務部長です。病院は派遣職員を正職員として採用する道しか方法はないということで、派遣法の3年の期限を持って西伯病院で採用する。または、採用しなかった場合には、人を新たにするという中で、今までの技術を持っておられるということで採用したという経緯になります。ただ、正式な中で地方公務員の定数の中に入れていくかどうかという問題では、やはり同じ問題、持っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） という問題がわかりました。そういうことで官製ワーキングプア、強く言われたこの問題が今回、これで解決するという道筋がある程度見えたような気がいたします。

もう二、三点お聞きしますが、これは、今までの一般質問の中で各議員から、いろんな効果が出されたんじゃないかなと思われる、ことし10月27日に旧会見のところで、鳥大の先生が来られて講演というか、この民営化についていろいろとレクチャーがあったようでございます。その資料も私も手に入っております、その中で、どうもそれを読みますと、今まで言われた一般質問の中によろ合致することがたくさんございました。なるほど、ここからとられたんだなというように思っております。その中で1つ、確かに児童福祉法との関係で、町長が最初、公的保育については言われたとおりでありました。この中で保護者と市町村の関係のところ、保育

所に入所したら同一保育所で小学校就学の始期まで保育を受けると、市町村による保育所の廃止、保育所の民間委託、移管は契約違反であるというように書いてあって、そのようにレクチャーされ、これについて担当課の加藤課長と前田和子健康福祉課長は同席しておられたと思いますけども、それに対する町としての見解は述べておられんと思います。これについての町としての見解がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。これは鳥大の奥野先生が講演会の中でおっしゃられたことでございます。これは今、細田議員さんの方が言われましたように、保育というのは町が受けた以上、契約であると。それで、その契約は履行する義務があるということでございます。その契約の内容は、町の方が保育というものは引き受ける必要がございますので、そのとき子供を預けた時点から発生する。それで預けたら小学校就学前の、あ、だない、必要な期間については、その保育は継続しているということでございます。その中で、途中でその保育を解除したりするのは、これは契約違反であるというようなことを言われたということでございます。

1つに一番大きな問題は、これでいろいろ裁判とかいう中でもこれがあるわけでございますが、結局、保育の責任をどこが持つかということが1つにあると思います。今みたいに指定管理という格好で行っておって、現在、町の方が最終的責任を持って公務をやっていくという中での話ではなくて、例えばこの想定の中で話をされた中では、特に完全に民間にした場合、要するに施設もすべて民間の方ですという場合、これは民設民営という形になりますが、この場合には町の保育園を廃止して、それでその施設については民間に貸すなり、あるいは譲渡するなりして、そこで民間が経営していくということになりますので、町も条例廃止をしますから、そこで幾らかの監督責任は残るわけでございますけども、やはりその責任の持ち方としては、全く形態は変わってしまうということがございます。そのあたりで、そうなれば当然、契約の大きな条件変更になるということがございますので、私はそういうぐあいに解釈をしておりました。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ていうことは、奥野先生でしたかいね、南部町の状態を余り詳しく御存じなかったかどうかはわかりませんが、まさか大学の先生がそういう軽率なこと言われんと思います。ただ、完全の丸投げの民間だったらこういうことになるけれども、公設民営の今回の分は大丈夫だというように解釈してよろしいですね。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 私はそのように思っております。これは裁判というのもありますから、それは私は判断の中で、完全だとは言いきれませんが、今、私はそう思っております。それについては、ほかの方でまたあればお聞きしてみたいと思いますが、現在のところ私はそう考えております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） また同じようにこの中で、これは民営化の理由の検討という大きなくりの中の一番最後のところでしたが、多少のコスト削減になるが、それ以上のマイナスは生まれると。それ以上のマイナスということで、町民との間のきずなが壊れる、行政への不信を生むというような、レクチャーというか、講演があったと聞いております。これについて町としてのコメントを求めたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。これは多少のコスト削減というのは、民間にした場合に幾らかのコストが削減できる。この場合の説明のときには非常勤職員、それからパート職員について雇いどめをすれば、その分だけ6,000万ほど経費が浮くんじゃないかと。これがコスト削減につながる部分だということを説明されました。こういうことをして、例えばコストを目的としてやった場合に、ただ、その場合には当然、一般でいう民間の話であれば、これはその職員の待遇面だとか、そういう面でうまくいかなかった場合、そうした場合には、その働く人の意欲がなくなったりとか、あるいは保育に対しての保育の支障が出る、そういうことを考えた場合には、ひいてはそれは町民に対する信頼をなくしていくものではないかというような形で説明されたと私考えております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今回の民営については、コストについては今のコストよりも多少上がるとお聞きしておりますし、これによってこの民営化の問題は、一番の大儀は職員の問題でしたね。だから、こういう問題で町民の間のきずなが壊れるというようなことは私はないと思いますが、町長、私はそのように思いますが、町長の気持ちをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど加藤課長が答弁したとおりでございます。どうも先生は経費の削減というようなことの中でそういうお話をされたようでございますけれども、このたびの公設民営の計画は経費の削減を目的としておりませんし、むしろ経費は余計にかかるというように思っております。そういうことは当たらないというように思っております。むしろ、喜んでいただ

けるのではないかと。そして職員の皆さんも待遇改善などによってモチベーションも上がって、保育の質もそれに比例していくものだというように期待をしているところでございます。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 時間もありませんが、大きなくりの5番の中で、民営化の到達点というところで、保育の質の保持ということで、民営化は保育の質を問わない。今、町長の答弁では、そういうことはない、モチベーションが上がって質は上がると。私も全国で、この社会福祉法人で、特に介護保険関係の高齢者施策を一生懸命やっておられる施設や、保育園とか幼稚園を運営しているところを視察に行ってきたことがございます。近くでは、この米子の幸朋苑は隣にキッズという24時間の保育所を設けて運営しております。職員も交流があるかどうかは知りませんが、僕の介護現場からいえば、保育している職員がたまたまやめて介護現場に来られたら、みんな無条件で採ります。なぜならば、お年寄りはだんだんと子供に返る、性質がね。年とればだんだん要介護状態になって、いろんなことが子供にだんだんと返ってくるとそのときにその保育をやっている人は、その扱いがうまいんです。だから、ある程度共通してんだなと思っています。今、これからどんどんと小規模多機能とかいろいろやっているところには、大概一角に認可外保育とか認定外幼稚園とか持っております。やっぱりそのように互い交流してうまくやっています。今回の民営化については私は賛成いたしますけど、まだもう一ついいのは、反対した方には、伯耆の国理事長が坂本町長である、おかしいじゃないかという人が1人おられましたが、私はええと思う。なぜならば、今の保育所も総責任者は町長でしょ。今度の運営する委託する伯耆の国の理事長も、これ町長なんですよ。私は……（発言する者あり）一番ええじゃないかと思います。（「一般質問を」と呼ぶ者あり）そういうことで、私の気持ちを酌んでいただきまして、最後の町長の気持ちを聞いて終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 保育園については、このたび数多くの議員さんから御質問をいただきまして、それぞれに答弁をさせていただいております。傍聴も方もたくさんあったし、随分理解が深まったのではないかと、このように思っております。いずれにいたしましても、町長は管理運営責任というのがついて回ります。保育園を開設していながら、保育士がいなくなって保育園を開設できないというようなことは、これは避けなければなりません。それから、現在の非常勤職員の現状、それから、それをまた改善しなければならないというような大きな要請もございまして、本人たちの思いもございまして。そういうあらゆることを想定する中で、このような方法がよいのではないかとということをご提案させていただいております。

またこの提案は、実はことしの9月議会でそういうことを申し上げました。それまでにはずっと去年から、それぞれの議員さんから御質問もずっと議会ごとにいただいて、私もずっと考え、悩み、いろいろ考えてまいりました。本当に民間の株式会社の業者も来て、自分とこにやらせてほしいというようなことを申し出を受けたこともあります。やっぱり南部町の保育を守っていくためには、公設民営という姿がいいのではないかとというようなことから、また議員さんの御提案もいただいて、これを、そういう方針を打ち出したわけでありまして。町民の皆さん方には随分御心配もおかけしているというように思いますけれども、このたびの議会の御議論で随分、理解も深まってきたのではないかと考えております。非常勤職員の意向調査を町の方で行いましたところ、全員の方がぜひそのようにさせてほしいということを希望しておられますので、私としましては、白紙に戻せという御意見もございましたけれども、粛々と進めて、もうちょっと詳しい、今度は金額が入ってくると思います。指定管理料がどの程度になるのかというようなことも入ると思いますが、そういうところに事務を進めまして、3月議会に御提案をしたいと、このように考えております。そういう流れで進めてまいりたいと思いますので、御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げて答弁といたしたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で9番、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。これにて一般質問を終結いたします。

ここで休憩をいたします。再開は14時ちょうどであります。

午後1時58分休憩

午後2時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をいたします。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（足立 喜義君） 日程第4、請願、陳情の委員会付託を行います。

受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。それぞれの委員会に審査を付託いたしましたので、報告します。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

10日に質疑保留のまま議事を継続したことにより、引き続き質疑を行います。

議案第86号から議案第101号までを一括して質疑を行います。

質疑に当たっては、ページ、項目等を明示して行われるよう望みます。

議員各位に議長からお願いをいたします。質疑は、会議規則54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。また、所属委員会の所管事項は委員会で十分に聞き取りができますので、所属委員会以外の質疑をお願いをいたします。

議案第86号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第87号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第88号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第89号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第90号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第91号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第92号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第93号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第94号。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 初日の日にもお聞きしたんですけども、これは指定の管理の場所、何個か、5つ上がっておりまして、これ現状よりも指定管理後が金額が上がるのはということと言ったんですけども、そうしたらその人件費の部分が今度は入るんだからということなんですけれども、そこで聞くんですけども、今までは、それじゃあ人件費の部分はどうなっておったんでしょうか。極端なこと言えば留守になっておったんだろうかということ。

それともう一つは、地域振興区の協議会の方で入っておられて、そこがやられておったんだろ

うか。もしそうだとすれば、そこに対する人件費というものは出さずにおったんだけど、これからはその人件費も加算するというぐあいで理解してよろしいのかどうか、その1点だけお聞きします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。人件費につきましては、従来、職員がそこにおる、おらない、いろいろ施設によってあるんですけども、例えば修繕にかかわることを手続をしておったとか、電気代とかガス代の支払いをしておったとかいうような部分は、これはすべて職員がしておりました。施設によっては職員が定期的に行って管理をしておったところもございますけども、ただ、これらにつきましては従来、職員の給与費の方で見えておまして、施設の管理費ということで予算計上がなされておりましたので、今回、協議会の方に出すに当たっては、そういう部分の人件費も見なくてははいけませんので、指定管理の予算の中にその管理とか支払いとか、もろもろのかかりますことの人件費を盛り込んだところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ということは、再度聞きますけども、結局、例えて言いますと一番最初の、これは森林総合利用促進施設、森林公園ですね、これが従前から今度の予算では差額が32万4,000円があるわけなんですけども、結局さっき言われた電気代の支払いだとか、あるいは、小さく言えば電気の交換だとか、そういうぐあいで、これぐらいはかかるということで概算を出しておられるということでしょうか。でも、指定管理料ということになると概算というわけにいきませんので、この金額が予算が決定だと思んですけども、大体、そういうことから積算されたこの金額でしょうか、上乘せの。ということをお聞きしますが。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。この森林公園につきましては、当然今まで職員が、ここは直営で行ってましたんで、電話での予約だとか、そういうのを全部受けておりました。やはりそういうところの人件費なりを見込んだものでここに計上をさせていただいております。

○議長（足立 喜義君） ほかにありませんか。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） このグリーンなページの事業説明資料の中で13ページです。シルバー人材センターの補正事業ですけど、伯耆分と、それから南部町分の負担金が計上されています。たしか21年度の決算書を見ると、シルバー人材センターはこの補助金、負担金に頼らな

い経営の努力をしなければならぬというふうに明記されていたような記憶がしておりますが、依然としてここに負担金、あるいは補助金という名目が出ています。このシルバー人材センターに対する町の基本的な考え方、将来的には負担金を外してシルバー人材センター独自の自己努力で会を運営していくのか、どういうふうに考えておられるのか、御説明をよろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 秦議員に申し上げますけど、今は議案第94号の公の施設の指定管理者の指定ということですので。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 済みません、済みません。じゃあやりますので、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） いいですか。

○議員（12番 秦 伊知郎君） はい、いいです。

○議長（足立 喜義君） 次、議案第95号、一般会計。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） それでは今、るるしゃべったことにつきまして、でいいですか、やりますか、また。

○議長（足立 喜義君） ええです。

○議員（12番 秦 伊知郎君） しゃべったことにつきまして、町長なり担当課長の方から御説明、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） わかりましたか。

町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほど秦議員さん言われましたのは、決算のときの事業報告書の中で、本来シルバー人材センターが自立すべきじゃないかということの評価のところを書いていたということだと思います。確かにそう書かせていただきましたが、現実には今のシルバー人材センター、非常に頑張って運営しておられますけども、なかなか今の補助なしには到底、動いていかない状況でございます。これはたしか2億円という事業費、受けておられるわけでございますけども、やはりその中で手数料部分はそのシルバー人材センターの事務費関係の使うところになっておりまして、なかなか今の人件費等、考えていきますと、その部分をすべて賄うということになっていないと。これは国の方の基準で補助金はもらっておられまして、その補助金の条件に町が補助金を出しているということがございますので、やはりその基準に見合ったところまでは出しているということでございます。今回の補正をさせていただきましたのは、当初その基準の金額を組んでおったわけでございますが、仕分けによりまして

国の補助金単価も下がってきたと。その中で、その同額ということで出させていただいているところがございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） よくわかりました。しかしながら、21年度の決算書の内容を今、言っているわけでありますので、少し違うかわかりませんが、やっぱり少し記入の仕方、明記の仕方を、やはりああいうぐあいにかかれるどうしても違った読み方もできます。決算書の評価でするので、もう少し御配慮のあった文章がよかったのではないかなというふうに思っておりますので、その点につきまして、もし課長の方でコメントがあるならばよろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民課長でございます。先ほど御指摘ありましたように、ちょっと今後、書き方を変えたいと考えております。シルバー人材センターの方も非常に今回、質問に出ておりましたが、高齢者の生きがいということで、大変に重要な位置を持っておられますし、健康維持、そういうことはひいては町の方の健康管理の面の費用の減少になったりとか、あるいは、もらった所得の関係で町の方がほかの負担をしていかななくてもいいというようなこともございますので、努力はしていただいておりますので、それを継続していただきながら現在の補助金を出していくというような形を考えていきたいと考えております。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 予算書の8ページの歳入のところの一番の上の12款の1項の3目で、土木費分担金で町営住宅補修分担金となっておりますけど、歳出のところで見ると、どこに該当するのかなということがわかりませんが、それだけちょっと教えてもらえませんか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 建設課長です。御質問の補修分担金ですけれども、これは住宅に入居されておった方が退去されるときに2万円支払って退去されるわけですが、すぐにこれを補修修繕に使うわけではありませんでして、エアコンですとか、そういった備品が交換の時期が来たときにこれを使って直すということなので、今回、支出の方はありません。

○議長（足立 喜義君） ええですか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 事業別の説明資料の37ページの児童扶養手当システム導入で、

ちょっとお聞きしたいと思います。このシステムは新規開拓のシステムなのか、金額的にちょっとわからないんですが、やはり児童扶養手当のシステムというのは大体どこからという、導入ということになっておりますので、どのようなところから導入されるのかということと、それから13の委託料、システムのセットアップ72万円。これは金額的に妥当かどうかはちょっとわからないんですが、大体このようなシステムをセットアップすれば、基準はないかもしれませんが、妥当というぐあいに考えておられるのかどうか。

それと、次の38ページにさくら保育園の輪くぐりの遊具撤去処分委託費とありますが、このものの、まあ点検されてふぐあいがあったんで撤去されるということだと思いますけども、その他の遊具と、それから他の保育園等の状況はチェックされたのかどうか、あとこの輪くぐりの後、遊具撤去されてどうされるのかとですね。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長です。まず、児童扶養手当のシステムの関係でございますが、これは現在、県の方が認定の関係で使っております。ただ、今回、福祉事務所ができて、児童扶養手当そのものを町の方で、福祉事務所の方で認定していく必要がある。そのためのソフトがないとちょっと、人数的に100人を超えておりますので、手作業ではちょっと無理であるということで、ソフトの導入を考えておるところでございます。これについてはメーカーとか、そういうことはまだ決定いたしておりませんので、ただ、見積もりをとった段階でこれだけの金額を出していただいているということでございます。それから、セットアップについては、これもちょっと専門的でございますので、これだけの費用がかかるということでいただいておりますので、かかるではなかろうかと。これは当然、入札とかしていけば、そのときに額がはっきりするわけでございますけども、現段階での見積もりでこういう金額をいただいているというところでございます。

それから、遊具の関係でございますが、遊具については毎年、専門業者による点検を行っております。それで改善の必要があるところにつきましては、その都度その都度、改修していくわけでございますけども、この分については腐食の方がちょっと根元の方で進んでいたと。それでちょっと修理では、やはり根本的にちょっと難しいであろうということで撤去をさせていただくということでございます。これは現在、さくら保育園の上の方にもう一つ園庭といいますか、ちょっと広いところがあるんですが、ここに設置してあるものでございまして、現在、この後にほかの遊具を設置するという考えではおりません。ほかの園では若干の修繕箇所は必要なところがございますので、それについては当初予算の方で要求をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、システムについては見積もりで後で入札で変わる可能性があるということですが、この遊具について保育園関係者の方は、それが逆になくてもいいとか、その辺のことは聞いておられるかちょっと。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 特にさくら保育園の方は、そこが保育園に出ていない方、あるいは保育園以外、小学校なんかの子どももそこで遊んでいることはございます。その関係で保育園だけに限ったものじゃないんですが、それについてちょっと保護者の皆様から、これがなくなってもいいかというお話までは聞いておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） いいですか。

○議員（3番 雑賀 敏之君） はい。

○議長（足立 喜義君） 議案第96号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第97号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第98号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第99号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第100号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第101号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） なし。

日程第6 上程議案委員会付託

○議長（足立 喜義君） 日程第6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり連合審査を含め、それぞれの所管の常任委員会へ付託したいと思

ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了しました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日15日からは各常任委員会を持っていただき、付議案件についての審議をお願いいたします。御苦労さんでございました。

午後2時17分散会
